

平成 21 年度実施 大学機関別認証評価 評価報告書

北海道教育大学

平成 22 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織（実施体制）	8
基準3 教員及び教育支援者	13
基準4 学生の受入	18
基準5 教育内容及び方法	22
基準6 教育の成果	38
基準7 学生支援等	41
基準8 施設・設備	46
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	49
基準10 財務	52
基準11 管理運営	54
<参 考>	61
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	63
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	64
iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	66

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しました。この認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

21年7月	書面調査の実施 財務専門部会（注1）の開催（書面調査の基本的な進め方の確認等）
8月～9月	評価部会（注2）、財務専門部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定） 運営小委員会（注3）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～22年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注2）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成22年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

赤岩英夫	元 群馬大学長
鮎川恭三	元 愛媛大学長
池端雪浦	前 東京外国語大学長
江上節子	武蔵大学教授、東日本旅客鉄道株式会社顧問
尾池和夫	国際高等研究所長
大塚雄作	京都大学教授
岡本靖正	前 東京学芸大学長
荻上紘一	大学評価・学位授与機構教授
梶谷誠	電気通信大学長
金川克子	神戸市看護大学長
北原保雄	元 筑波大学長
○小出忠孝	愛知学院大学長
河野通方	大学評価・学位授与機構評価研究部長
児玉隆夫	帝塚山学院学院長
後藤祥子	前 日本女子大学長
小林俊一	秋田県立大学長
小間篤	科学技術振興機構研究主監
齋藤八重子	元 東京都立九段高等学校長
佐藤東洋士	桜美林大学長
鈴木昭憲	前 秋田県立大学長
永井多恵子	前 日本放送協会副会長
ハンス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
福田康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
森本尚武	元 信州大学長
山内芳文	大学評価・学位授与機構教授
◎吉川弘之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
鮎 川 恭 三	元 愛媛大学長
岡 本 靖 正	前 東京学芸大学長
◎荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
北 原 保 雄	元 筑波大学長
児 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
鈴 木 昭 憲	前 秋田県立大学長
福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
森 本 尚 武	元 信州大学長
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第8部会)

○稲 垣 卓	奈良先端科学技術大学院大学監事
◎岡 本 靖 正	前 東京学芸大学長
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
中 井 滋	宮城教育大学副学長
橋 本 健 夫	長崎大学理事・副学長
○村 田 隆 紀	京都工芸繊維大学監事
村 松 泰 子	東京学芸大学理事・副学長
森 田 道 雄	福島大学教授
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
北 村 信 彦	公認会計士、税理士
○佐 藤 東洋士	桜美林大学長
清 水 秀 雄	公認会計士、税理士
◎和 田 義 博	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準11のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。また、対象大学の目的に照らして、「主な優れた点」、「主な改善を要する点」等を抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準11において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「改善を要する点」及び「更なる向上が期待される点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」、「iii 自己評価の概要」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成21年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

北海道教育大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 国際交流・協力センターの国際協力事業のうち、JICAとの連携による研修事業「集団研修「初等理科教授法」コース」では、平成21年度は附属札幌小学校に算数14人、理科12人の発展途上国延べ21か国からの研修生を受け入れている。
- 双方向遠隔授業システムを活用し、学士課程では全学連携科目を開設しており、また大学院課程では十勝・北見サテライトを含む複数校をつないだ授業を実施しているほか、専門職大学院課程では札幌・旭川・釧路の3キャンパスで同時に同一の授業を受講できるようにしている。
- 文部科学省教育GPにおいて、平成20年度に「往還型カリキュラムによる教員養成の改善」が採択され、ステップアップ型チェックリストの改善、理論—実践往還型カリキュラムの導入、電子ポートフォリオ等の検討を開始している。
- 文部科学省特色GPにおいて、平成17年度に「へき地・小規模校教育実践プログラムの開発—地域と未来を開く教師教育—」が採択され、へき地・小規模校教育の理解を深め、実践現場を体験させることで、地域に生きる教員としての意識を形成するための取組が行われ、支援期間終了後も「へき地校体験実習」は体系化された企画・運営方法に基づき、学校・地域教育研究支援センターへき地教育研究支援部門、各校教育実習委員会、実習協力校の連携・協力の下に実施されている。また、映像資料は「へき地校体験実習」の事前・事後指導、「へき地教育論」、「へき地教育指導法」などの講義科目の資料として活用されている。
- 文部科学省「戦略的大学連携支援事業」において、平成20年度に「高等教育機関連携による「キャンパス都市函館」構想」が採択され、函館市内にある8つの高等教育機関の連携により構築した「キャンパスコンソーシアム函館」及び函館市を連携運営の主要組織として位置付け、より質の高い教育・研究環境を確保し、教育連携カリキュラムの開発など地域の総合大学的な機能を果たすための取組を行っている。
- 文部科学省教員養成GPにおいて、平成17年度に「自己成長力を高めるチェックリストの開発—教育実践改善フィールド科目群を軸とした教師の基礎的資質と臨床的実践力の育成—」が採択され、教員養成課程で「教員養成チェックリスト」を活用した学習指導の工夫を行っている。また、教員養成以外の課程でも、ディプロマ・ポリシーを確認し、課程の特徴に応じた「チェックリスト」を作成している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 図書館の一般開架書架への車いすでの移動などについては、バリアフリー化が十分になされているとはいえない。

上記のほか、更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 平成18年度に「大学再編」を実施し、各校の役割分担を行い、目的に沿った人材育成等が行われているが、その目的が達成されるよう更なる工夫が期待される。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

北海道教育大学は、4師範学校を前身とし、昭和24年に北海道内の5都市（札幌・旭川・釧路・函館・岩見沢）に各キャンパスを持つ教員養成大学として出発している。

その後、平成16年の法人化に際して学則において教育研究等に関する目的を定め、さらに平成17年11月には大学憲章を制定し、当該大学の教育理念・目標等をより具体化している。

平成18年度に「大学再編」を実施し、教員養成課程を札幌・旭川・釧路の3キャンパスに置き、人間地域科学課程を函館キャンパスに、芸術・スポーツ教育の2課程を岩見沢キャンパスに置いて、教育・研究を分担するシステムに改めている。

こうした経緯を踏まえ学則の中の「（教育研究等の）目的」を平成20年度に改訂し、第1章総則において、第1条に「北海道教育大学は、真理を探究する教育研究の場として、学術文化を創造しつつ、豊かな教養と高い専門性を備え、地域を担う人材を養成するとともに、地域社会及び国際社会の発展に貢献することを目的とする。」、第1条第2項に「本学の各課程における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。」と定めている。

学則第1条第2項の「各課程における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」については、別途「北海道教育大学における人材の養成に関する目的等に関する規則」を制定し、各課程における教育研究の目的を定めている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院規則の第2条において、大学院の目的を「大学院は、学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野における理論と応用の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者としての能力を養成することを目的とする。」と定めている。

学校教育法第99条の「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ」は、大学院規則第2条の「学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を修め」に表現されている。学校教育法第99条の「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を

「培い、文化の進展に寄与する」は、大学院規則第2条の「専門分野における理論と応用の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者としての能力を養成する」として表現されている。

当該大学では、教職大学院を除いて4つの専攻を置いている。大学のウェブサイトには、専攻ごとの目的を記載し公表している。

また平成20年度に高度教職実践専攻（教職大学院）を設置している。大学院規則の第2条第2項はこの教職大学院に関するものであり、その目的を「大学院のうち、第5条の2に規定する教職大学院は、教師としての使命を自覚し、授業実践力、学級・学校経営力、生徒指導力、教育相談力、協働遂行力、地域教育連携力を身につけさせるための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。」と定めている。また、大学のウェブサイトにおいて公表している。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

大学の目的や方針、教育理念については、学則や大学憲章等の中に盛り込まれており、大学憲章の学内での掲示や、ウェブサイトへの掲載など、教職員及び学生へ周知している。

教職員に対しては、全教職員に大学概要を配付して周知を図っている。また職員採用試験合格者に対しても、合格者説明会の際に大学概要を配付している。

学生に対しては、大学憲章を載せた学生便覧を入学時に全員へ配付し、新入生ガイダンスで説明を行っているほか、オープンキャンパス及び大学説明会では、受験生に対し大学案内を配布している。

社会に対しても、ウェブサイトを通じ広く公表している。大学概要、大学案内や、大学の目的を映像にして収めたDVDを作成し、関係機関へ送付しているほか、大学の主催するフォーラムや行事等への参加者に対しても広く配布している。また、大学憲章（英文）や英文のウェブサイトでも公開し、国内だけでなく、海外に対しても大学の目的や方針を公表している。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、明治 19 年設立の北海道師範学校以来、教員養成を目的とした教育組織の充実を図ってきた。昭和 63 年以後、各キャンパスに新課程を置き、その後、平成 18 年度に「大学再編」を実施し、札幌・旭川・釧路の 3 校に教員養成課程を、函館校に人間地域科学課程を、岩見沢校に芸術課程及びスポーツ教育課程を置く、キャンパス分担体制としている。

教員養成課程は、新しい教育課題に対応する札幌校（教育臨床専攻、特別支援教育専攻、養護教育専攻、総合学習開発専攻、基礎学習開発専攻）、各教科教育専攻の内容の改善・充実を図る旭川校（教育発達専攻、国語教育専攻、英語教育専攻、社会科教育専攻、数学教育専攻、理科教育専攻、生活・技術教育専攻、芸術・保健体育教育専攻）、地域に結び付いた実践力形成を中心とした釧路校（地域学校教育専攻、地域教育開発専攻、学校カリキュラム開発専攻）と、キャンパスごとに個性化を図っている。函館校に置いた人間地域科学課程は、5 専攻（人間発達専攻、国際文化・協力専攻、情報科学専攻、地域創生専攻、環境科学専攻）を設置し、人間と国際社会に深い理解と愛情を持ち、地域社会に貢献できる人材育成を目的としている。さらに岩見沢校に置いた芸術課程（音楽コース、美術コース、芸術文化コース）は、地域社会において様々な文化・芸術を企画・設計・指導できる人材を育成するものであり、スポーツ教育課程（スポーツ教育コース）は、北海道の地域性に密着したスポーツ指導・支援に関わる人材育成を目指している。

これらのことから、学部及びその課程の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

当該大学は、教養教育を含めた大学の教育に関する全学組織として、各校のカリキュラム委員長を委員とする教育研究委員会を設置している。各校の教養教育に関しては、それぞれのカリキュラム委員会が責任主体である。当該大学は教養教育と専門教育の教育体制を分けていないため、委員会規則には教養教育と専門教育とを一体化して示している。

教養教育の履修基準は 5 つのキャンパスで同一であるが、授業科目については各校のカリキュラム委員会が責任主体となり、それぞれ科目の整備を行っている。平成 20 年度に行った実態調査によれば、各校とも相応の数の科目を開講している。

また、教育研究委員会が責任主体となり、双方向遠隔授業システムを用いた複数のキャンパスで受講可能な北海道スタディーズなどの全学連携科目を開講している。各校では、月曜と火曜の 1・2 校時を全学連携科目枠とし、学生の受講の便を図っている。

教養教育内容に関する、具体的な検討事例として、岩見沢校における改善事例が挙げられる。岩見沢校は、芸術課程とスポーツ教育課程に特化したキャンパスであるため、教養科目の担当教員が不足気味であったが、札幌校との連携により、平成20年度から「グローバル社会論」、「現代ジェンダー論」（教養科目の現代を読み解く科目群の科目）の2科目を、札幌校から岩見沢校に向けて双方向遠隔授業システムにより開講するなどの措置を講じている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院教育学研究科は、学校教育の高度化と多様化の進展に対応し、専門的知識を備えた教員の養成と研究を目的としている。この目的を達成するために学校教育専攻、教科教育専攻、養護教育専攻、学校臨床心理専攻及び高度教職実践専攻（専門職学位課程）の5専攻14専修を設置している。

学校教育専攻は、教育学、教育心理学、障害児教育学から構成され、学校教育における諸問題を理論的・実践的に深く究明するとともに、高度な専門能力の形成を図る。教科教育専攻は、10専修から構成され、各領域内容の研究を深めるとともに、各科教育の理論的・実践的な高度な指導能力の形成を図る。養護教育専攻は、教育保健学、医科学看護学、心身相談から構成され、理論的・実際の諸問題を究明するとともに、高度な専門性を備えた養護教育能力の形成を図る。学校臨床心理学専攻は、主として現職教員及び社会人を対象に今日的学校教育の課題に関して、教育臨床的専門の能力の形成を図る。高度教職実践専攻は、大学と学校・地域社会が連携・協力して、実践的な能力を身に付け、学校や地域社会で指導的役割を果たす高度な能力の形成を図るものである。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

養護教諭特別別科は、昭和51年に設置され、看護師免許を有する者に対して開いた養護教諭の養成機関である。

この別科は、児童生徒の心身の健康問題を積極的に解決する能力、ヘルスカウンセリングについての能力修得を目的とし、衛生学・公衆衛生学分野、学校保健分野、食品学・栄養学分野、養護概説分野、健康相談活動分野、精神保健分野から構成されている。

開設している授業科目は、免許法施行規則に定める科目区分に適切に対応しており、「養護に関する科目」、「教職に関する科目（養護実習を含む）」等の36単位を修得することとしている。

これらのことから、別科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-⑤ 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

当該大学には11附属学校園のほか、3センター（国際交流・協力センター、学校・地域教育研究支援センター、大学教育開発センター）を設置している。

（1）附属学校について

大学の教育研究の目的を達成するために、附属学校として、小学校、中学校、特別支援学校、幼

稚園の4校種 11 校園（札幌に小学校、中学校、函館に小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園、旭川に小学校、中学校、幼稚園、釧路に小学校、中学校）を設置している。これらの学校園は大学の教育実習校としての役割のみならず、研究の場としても機能している。また、大学院教育においても研究、実践力向上の場として機能している。

(2) センターについて

当該大学には、国際交流・協力センター、学校・地域教育研究支援センター、大学教育開発センターの3センターを置き、各センター規則を定め、教育・研究の目的を達成するため、種々の事業を行っている。

国際交流・協力センターでは、学術・教育を通じて国際平和の実現に貢献すること、学生、教職員の国際感覚を涵養し、本センター事業を通じて国際交流・協力を積極的に貢献できる人材を育成することを目的として、「学部学生、院生、教職員の国際感覚を涵養するために、積極的に国際交流を推進する」、「教育界の国際感覚に涵養するため、国際協力を利用した現職教員教育を行う」、「国際教育協力に関する拠点大学としての役割を果たす」を活動目標として、以下のような事業を行っている。

- ・ 国際交流事業（国際交流プログラムの推進）
- ・ 留学生受入事業（国費・私費留学生の受入、交換留学生の受入、日本語教育、奨学金の選考）
- ・ 留学生派遣事業（私費留学生の派遣、交換留学生の派遣、奨学金の選考）
- ・ 学術交流事業（研究者交流、国際学会・シンポジウム）
- ・ 国際協力事業（JICA（国際協力機構）、JICE（日本国際協力センター）との連携事業、開発途上国への国際教育協力）
- ・ 外国人受託研修員受入（研修プログラムの作成、研修員の受入、研修への講師派遣）
- ・ 国際教育協力研究（国際協力機関との共同研究、教材の開発研究）

特に、JICAとの連携による研修事業「集団研修「初等理科教授法」コース」では、平成21年度は附属札幌小学校に算数14人、理科12人の発展途上国延べ21か国からの研修生を受け入れている。

学校・地域教育研究支援センターでは、地域教育の充実・発展に寄与することを目的として、学校教育及び生涯教育に関する研究を推進し、地域の諸機関と連携しつつ、学校教育や現職教員の実践的活動及び地域における生涯学習に関わる支援を行うことを目指し、以下の業務を行っている。

- ・ 学校経営や教育課程等の教育課題に関する研究及び支援
- ・ 学習指導や生徒指導等の教育実践の改善及び充実のための研究及び支援
- ・ 現職教員に関わる系統的な研修の調査及び研究
- ・ 10年経験者研修等の現職教員研修についての企画、調整及び実施
- ・ へき地・小規模校教育に関する調査及び研究
- ・ へき地・小規模校における教育内容及び教育方法の研究及び開発
- ・ へき地・小規模校の教育実践に関する連携及び支援
- ・ 学生のへき地教育実習の実施
- ・ 生涯学習に関する調査及び研究
- ・ 生涯学習指導者の養成及び研修
- ・ リカレント教育及び公開講座等地域への大学開放事業の実施
- ・ 地域貢献及び地域連携に関する企画及び推進

大学教育開発センターでは、カリキュラムの改善、全学連携科目・双方向授業の開発、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）、授業評価等を系統的に推進し、大学教育の充実を図ることを目的とし、以下の業務を行っている。

- ・ 現行カリキュラムの研究及び検証
- ・ カリキュラムの改善に関する調査及び研究
- ・ 新たな社会のニーズに対応したカリキュラムの調査及び開発
- ・ 教育実習を含む教育実践フィールド科目群、全学連携科目及び双方向遠隔授業システムの開発及び実施
- ・ エデュケーション・カフェ事業の展開及び研究
- ・ FD及び授業評価に関する調査、研究及び実施
- ・ 教育内容及び教育方法の改善に関する調査、研究及び開発

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育活動に係る重要事項を審議するため、大学全体では国立大学法人法に規定する教育研究評議会、各校及び教職大学院においては学校教育法で規定する教授会を設置している。

大学全体の教育活動に係る重要事項は、毎月1回開催される教育研究評議会において審議している。各校及び教職大学院では、毎月1回の定例教授会が開かれ、教育課程の編成・実施や学生の修学支援等、大学運営規則に定める事項について審議している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織については、全学組織として、教育研究委員会を組織している。教育研究委員会はおおむね年に10回程度開催し、全学に関わる教務全般を検討している。構成員は、担当理事が委員長となり、教育改革室特別補佐1人、各校からカリキュラム委員長及び、評議員1人、さらに教職大学院・センター運営会議から各1人、学務部長となっている。

さらに、各校では、キャンパスの教務全般を検討するため、カリキュラム委員会を組織し、おおむね毎月1回開催している。構成員はキャンパスごとに教育組織に対応して教授会、専攻、グループから選出される。カリキュラム委員会では、カリキュラム全般、教育課程の編成、履修基準の変更、修学、各科教育・一般教育、非常勤講師等の選考などを審議している。また、教育研究委員会及びカリキュラム委員会で審議された事項は、教授会で報告されるとともに、重要な事項については教授会でも審議される。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 国際交流・協力センターの国際協力事業のうち、JICAとの連携による研修事業「集団研修「初

等理科教授法」コース」では、平成 21 年度は附属札幌小学校に算数 14 人、理科 12 人の発展途上国延べ 21 か国からの研修生を受け入れている。

【更なる向上が期待される点】

- 平成 18 年度に「大学再編」を実施し、各校の役割分担を行い、目的に沿った人材育成等が行われているが、その目的が達成されるよう更なる工夫が期待される。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

当該大学は平成18年度から「大学再編」を実施するに先立ち、平成16年度に「再編に係る人事計画の基本方針」を策定し、新たな課程・分野に配置する教員組織の員数の大綱等を定め、平成18年度から平成21年度まで総数94人に及ぶ教員の配置換を実施している。

大学の教員組織の基本単位は、総数16の講座であり、これらの講座は大学院の修士課程及び専門職学位課程5専攻（学校教育専攻、教科教育専攻、養護教育専攻、学校臨床心理専攻、高度教育実践専攻）の下の14専修にほぼ対応するもので、大学院設置基準の維持を図りつつ、一方で講座所属の教員が学部の4課程25専攻（コース）の教育課程と連携を図るなどして、教育研究を実施している。

各講座には講座代表（主任）等を置き、講座代表（主任）等が講座の委員会等の役割分担を図るとともに会議を主催している。また、各講座の教員が学部の授業を担当する際の、担当する学部の各専攻にも、別途専攻代表等を置き、専攻代表等が、当該専攻のカリキュラム・教育内容・教育方法等を点検・改善する会議を主催している。なお、平成20年度に開設した高度教職実践専攻においては、委員会等の役割分担などを独自に行っている。

また、各講座には大学院のための大学院専修代表を置き、大学院教育におけるカリキュラム・教育内容・教育方法等の会議を主催している。大学院の修士論文審査等においては、講座の研究指導教員が審査委員長として審査等の責任を果たしている。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

再編後の課程ごとの教員配置状況等は平成21年度において、

- ・ 教員養成課程（札幌校）：専任93人（うち教授53人）、非常勤187人
- ・ 教員養成課程（旭川校）：専任72人（うち教授38人）、非常勤112人
- ・ 教員養成課程（釧路校）：専任53人（うち教授24人）、非常勤18人

- ・ 人間地域科学課程（函館校）：専任 82 人（うち教授 33 人）、非常勤 103 人
- ・ 芸術課程（岩見沢校）：専任 31 人（うち教授 16 人）、非常勤 94 人
- ・ スポーツ教育課程（岩見沢校）：専任 18 人（うち教授 9 人）

である。専任教員一人当たりの担当学生数は教員養成課程で 3.6 人、その他の課程で 4.7 人となっており、きめ細かな少人数教育の実施が可能な状況である。学士課程における教員数は、専任 349 人（うち教授 173 人）、非常勤 514 人であり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。ただし、当該大学が再編後に予定した教員数に達していないキャンパスが多い。

教員の配置・採用に関しては、新たな教育組織に必要な主要科目を担当できる教員の配置・採用に努めている。現在の専任教員による主要科目の担当率は平均 81.3%である。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、教育学研究科 207 人（うち教授 183 人）、132 人であり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

なお、専攻・専修ごとの教員配置状況は、以下のとおりである。

- ・ 学校教育専攻：研究指導教員 19 人（うち教授 18 人）、研究指導補助教員 34 人
- ・ 教科教育専攻（10 専修）
 - 国語教育専修：研究指導教員 17 人（うち教授 15 人）、研究指導補助教員 8 人
 - 社会科教育専修：研究指導教員 27 人（うち教授 23 人）、研究指導補助教員 22 人
 - 数学教育専修：研究指導教員 14 人（うち教授 12 人）、研究指導補助教員 8 人
 - 理科教育専修：研究指導教員 31 人（うち教授 28 人）、研究指導補助教員 11 人
 - 音楽教育専修：研究指導教員 18 人（うち教授 15 人）、研究指導補助教員 5 人
 - 美術教育専修：研究指導教員 16 人（うち教授 14 人）、研究指導補助教員 15 人
 - 保健体育教育専修：研究指導教員 15 人（うち教授 13 人）、研究指導補助教員 12 人
 - 技術教育専修：研究指導教員 12 人（うち教授 10 人）、研究指導補助教員 4 人
 - 家政教育専修：研究指導教員 13 人（うち教授 12 人）、研究指導補助教員 5 人
 - 英語教育専修：研究指導教員 12 人（うち教授 12 人）、研究指導補助教員 7 人
- ・ 養護教育専攻：研究指導教員 9 人（うち教授 7 人）、研究指導補助教員 1 人
- ・ 学校臨床心理専攻：研究指導教員 4 人（うち教授 4 人）、研究指導補助教員 5 人

専任教員一人当たり約 80 時間の授業を開設しており、授業担当率は、平均 93.5%と高い水準にある。また、研究指導教員一人当たりの担当学生数は 0.4~4.9 人の間にある。

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

専門職学位課程は、それぞれの教育目的を掲げた 3 コースを設け、専任教員を配置し、効果的な教育・研究の展開を目指している。専門職学位課程における専任教員数は、20 人（うち教授 16 人、実務家教員 9 人）であり、専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

実務家教員の実務経験年数は 27 年以上であり、十分な実務経験を有している。平成 21 年 5 月 1 日現在

の専任教員数及び非常勤講師数は、それぞれ20人と4人、専任教員数一人当たりの担当学生数は3.8人である。なお、20人の専任教員全員が、平成25年度まで認められている学士課程兼務教員である。それぞれの担当授業時間数は総授業時間数1,755時間のうち、専任教員が1,530時間、非常勤講師が225時間であり、専任教員の担当率は87.2%である。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員組織の年齢構成は、36歳未満が4.8%、36～40歳が7.9%、41～45歳が12.5%、46～50歳16.9%、51～55歳が16.9%、56～60歳が17.6%、61歳以上が23.0%であり、極端な偏りはない。女性教員の割合は、約14.9%であるが、教員公募に当たり、「男女共同参画に配慮しており、女性の積極的な応募を期待する。」旨を記載し、女性教員比率を向上させるような努力をしている。

平成18、19年度の採用者（教育委員会との人事交流を除く。）30人すべてが公募による採用であった。

小中学校等の学校現場における実務経験を有する教員を導入するため、北海道教育委員会及び札幌市教育委員会と人事交流等に関する協定を締結し、任期制による教育委員会との人事交流を行っている。また、外国人教員は、平成20年5月1日現在で、教授1人、准教授3人、講師1人、計5人を雇用している。

教員の任期制については、「大学の教員等の任期に関する法律」に基づき、平成19年度に助教を対象に任期制を導入している。

平成18年度に研究専念制度を創設し、研究環境の向上を目指すため、研究専念規則、研究専念に関する実施要項、特別研究支援プログラム実施要項をそれぞれ整備し、長・短期研究専念制度を運用している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用及び昇格基準並びに選考手続きについては教員選考基準、教員選考規則及び教員の選考に関する申し合わせ事項で定めている。教員の選考に当たっては、選考委員会を組織し、①研究上の業績、②教育上の実績、③管理運営に関わる貢献、④社会的活動に関わる貢献、⑤学校教育、を中心として総合的な評価の結果を基に選考を行うこととしている。教員選考基準では、大学設置基準に規定する資格のほか、原則として大学院担当教員となり得ることとしており、教授の選考にあっては、大学院における教育研究上の指導能力と学士課程における教育上の指導能力の審査を併せて行っている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

平成20年度から、「教育実績の自己評価」システムを導入し、大学教員による教育改善のための自己評価を実施している。各教員は、年度当初に、当該年度の「授業・教育改善の取り組み」を記入し、年度末には学生による授業評価の結果等を基に「授業・教育改善の取り組みに対する自己評価」並びに「次年度の目標」を記載し、ウェブサイト上に公開することとしている。

なお、当該大学では、専任教員の業績を教育、研究、社会貢献及び管理運営の4部門について、その各部門に設けられた評価項目を点数化し、合計点数によってA、B、C、Dの4段階評価を行い、その結果を処遇に反映することとしている。データの提出は平成20年度から開始され、部局長や学長等による総合的業績及び処遇への反映は平成21年度に試行を行い、平成22年度から本格的に業績の総合的評価を開始することとしている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

各課程では、教育上の目的を達成するため必要な授業科目を開設している。これらの授業科目の担当教員の研究活動は、ウェブサイトにて公開している「研究者総覧」で公表している。

いずれの課程・専攻においても、授業科目と教員の研究活動の概要並びに研究業績に関連性がある。さらに、教科教育に重点を置く旭川校の場合、各教科において、教科専門と教科教育の担当者による共同授業が行われており、教科の専門性・体系的な教授と教育方法や評価法等を組み合わせた授業を展開している。

一部の授業担当者は学長裁量経費により行った研究活動から、授業において使用するテキストを共同執筆し、授業で使用している。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教務関係事務職員は本部教務課と各校に、図書館司書職員は、附属図書館と札幌以外の各キャンパスの図書館分館に配置している。年々増加する事務量に対応するため、大学教育情報システム、Web購入システム、大学評価システムなどを導入し、大学本部事務と札幌校事務の統合などで教務関係事務の効率化を図り、教育課程を遂行するためにきめ細かな支援体制を敷いている。また、授業を補助する助手は配置していないが、双方向遠隔授業システムを利用して実施する授業等には必要に応じて教育補助業務を行うTAを配置している。平成20年度のTAの採用状況は、札幌校・岩見沢校で45人、1,700時間、函館校で15人、214時間、旭川校で33人、1,155時間、釧路校12人、680時間である。TAは、情報機器の操作に重点的に配置し、双方向遠隔授業の教員補助として活用している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「教育実績の自己評価」システムを導入し、各教員が年度当初に当該年度の授業・教育改善の取組を定め、年度末に学生による授業評価の結果等を基にその自己評価を行う、大学教員による教育改善のための自己評価を実施している。

【更なる向上が期待される点】

- 教員公募に当たり、「男女共同参画に配慮しており、女性の積極的な応募を期待する。」旨を記載するなど、女性教員の採用を増やすよう努めているが、更なる努力が期待される。
- 平成 18 年度に研究専念制度を創設し、研究環境の向上を目指すため、研究専念規則、研究専念に関する実施要項、特別研究支援プログラム実施要項をそれぞれ整備し、長・短期の研究専念制度を運用しているが、短期研究専念について、更なる工夫が期待される。

基準 4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準 4 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

アドミッション・ポリシーは、大学の教育理念及び目標に沿って学部及び大学院それぞれについて明確に定めている。

学部においては、平成 18 年度から実施した「大学再編」に合わせて、受入方針の見直しを行い、再編後の教員養成課程、人間地域科学課程、芸術課程及びスポーツ教育課程の 4 課程について明確に定めたものである。大学院においては、修士課程の専攻ごとに、また、平成 20 年度に新たに開設した専門職学位課程について、それぞれ定めている。

これらのアドミッション・ポリシーは、大学のウェブサイトで公表するとともに、入学者選抜要項及び学生募集要項に掲載し、その周知に努めている。また、大学説明会、大学院説明会及びオープンキャンパスや高等学校訪問など様々な機会での周知に努めている。

学部の入学者選抜においては、4つの課程について選抜方法の基本方針を定めている。大学院の入学者選抜においては、選抜方法の基本方針の定めはないが、学力試験での専門科目試験、外国語科目試験及び口述試験により、アドミッション・ポリシーに沿った入試を実施している。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

学部の入学者選抜においては、4 課程それぞれに関し選抜方法の基本方針を定め、実施している。

学部の選抜方法については、一般選抜と特別選抜を実施している。一般選抜ではセンター試験の後に個別試験を行い、教員養成課程（札幌校、旭川校、釧路校）では前期に小論文、後期は面接を実施、人間地域科学課程（函館校）では総合問題を実施、芸術課程及びスポーツ教育課程では実技を実施している。

これらについて、選抜方法の基本方針に示すとおり、同一の課程は同一の方法・内容により実施するとともに、個別学力試験は学力以外の能力・適性等をできる限り多角的に検査する方法をとっている。

特別選抜においては、推薦入試などを行っている。選抜方法の基本方針はないが、アドミッション・ポリシーに示した学生像に適合した学生の選抜を行っている。

学部の過去の入試問題については、大学のウェブサイトにおいて公開している。

大学院においては、前期募集・後期募集を実施しており、これらの選抜においては、アドミッション・

ポリシーでの各専攻が求める学生像に即して、筆記・実技試験の成績、口述試験及び最終卒業学校の成績結果を総合的に判断している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

アドミッション・ポリシーにおいて、学部での留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針等は示していないが、共通のアドミッション・ポリシーに沿って学生の選抜を行っている。

また、学部におけるアドミッション・ポリシーに示した、現代的な課題に興味・関心があり、教科を越えた総合的・学際的な教育に意欲を持つ学生を受け入れるための入試問題を作成している。

大学院においても、「学校教育の高度化と多様化の進展に対応し、教育の場における論理と実践にかかわりのある学術諸分野の総合的・学際的な研究・教育を行うことにより、高度な能力、識見と実践力を有し、あわせて地域文化の向上に寄与できる専門的知識を備えた教員の養成を目的とする。」とアドミッション・ポリシーに示しているとおり、教育現場に勤める現職教員が、当該大学院で高度な能力、識見を身に付け現場で実践できるよう、現職教員特別選抜を設け学生募集を行っている。また現職教員へは、一般選抜においても、外国語科目の試験を免除するなどの配慮のほか、学校臨床心理においては、その募集人員の3分の1程度を現職教員とすることなどを決めて、受入に努めている。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-2③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学部及び大学院ともに、入学者選抜ごとに学長を実施本部長とする実施本部体制を定め、実施本部要領に基づき、入学者選抜を実施している。

また、当該大学は5キャンパス体制（大学院は、札幌校・岩見沢校で1つの教育課程を組織しているため4キャンパス体制）のため、各キャンパスには副学長（専門職学位課程においては、教職大学院長）を実施部長とした組織体制を敷き、業務分掌要領に基づき実施本部と実施部の業務分担を明確にしている。

試験問題については、教員養成課程を置く札幌校、旭川校及び釧路校では人文科学分野、社会科学分野、自然科学分野の3分野から、各副学長が問題作成委員をそれぞれ1人推薦し、学長の発令に基づき公正に試験問題を作成している。人間地域課程、芸術課程及びスポーツ教育課程でもほぼ同様の体制をとっている。

また、試験監督は「入学者選抜学力検査等共通監督要領」に基づき、厳正かつ公平に行っている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-2④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

入学者選抜方法の改善等に関しては、入学試験担当副理事の下に入試企画室を設置し、検討を実施している。入試企画室の構成は、副理事、学長特別補佐2人、各校教員2人、学務部長及び入試課長の計7人（平成20年8月現在）となっている。

アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入に関する検証については、毎年度入学生に対しアンケー

ト調査を実施し、検討を行っている。例えば、平成20年度のアンケート結果を見ると、教員養成課程では、「教員になりたいから」を選んだものが多く、アドミッション・ポリシーの「教師（養護教諭を含む。）となる意欲を持ち」の部分に沿って実施されている。

一方、アンケート結果を踏まえて入試方法を改善した例としては、平成20年度入試から東北会場（仙台市）で一般選抜（前期日程）試験を実施したことが挙げられる。受験地を選択できる制度の実施に関するアンケート調査の結果によれば、一般選抜の前期試験において岩見沢校を除く4校（札幌校、旭川校、釧路校、函館校）で試験会場の選択ができたことに対して一定の評価を得ており、平成20年度入試から東北会場（仙台市）で一般選抜（前期日程）試験を実施しているものである。

また、大学卒業生に対する教員免許状取得のために、学部2～3年次からの編入学を実施していたが、平成22年度からは、大学院教育学研究科（修士課程）に「教員免許状取得特別プログラム」（3年間）の導入を決定している。

大学院においては、平成16年度からアドミッション・ポリシーに則った入試を実施しているが、同年この点について検討を加え、平成17年度から現職教員のための特例措置や受験機会の複数化を実施し、アドミッション・ポリシーに則った入学者選抜をより活性化するものとしている。

教職大学院においては、入学者選抜試験においてアドミッション・ポリシーに関する問いを重視することとしている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

学部における入学定員は1,210人となっているが、平成17年度から平成21年度まで定員を下回ったことはなく、おおむね1割の定員増で推移している。なお、平成20年2月、文部科学省からの「国立大学の学部における定員超過の抑制について（通知）」に基づき、全学入学試験委員会で合格者数の確認を行い定員超過の管理を行っている。

大学院においては、入学者数が定員を若干下回っており、大学院説明会等による広報活動を行い定員充足に向け努力しているものの、全体的に減少傾向に歯止めがかかったとはいえない。また、平成21年度入試において、修士課程では前期・後期募集のほか第2次募集を、教職大学院では前期・後期募集のほか第4次募集まで実施している。特に、教職大学院においては、平成21年度前期募集の志願者数が予想を下回ったため、教職大学院長の下に教職大学院定員充足検討ワーキンググループを設置し、「新たに教職大学院案内、Q&A等を作成し、石狩、上川及び釧路支庁管内の小・中・高・特別支援学校の各教員あて送付」、「シンポジウムの開催」、「札幌地下鉄コンコースへの広告」などを実施している。

養護教諭特別別科においては、平成19年度、平成20年度と入学者数が激減したため、入試企画室で他大学の選抜方法、志願者数、受験者数、合格者数、入学者数及び試験日程等の状況を検討している。

当該大学における平成17～21年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成18年4月に課程改組された教育学部については、平成18～21年度の4年分、また、平成20年4月に設置された教育学研究科（専門職学位課程）は平成20～21年度の2年分。）

〔学士課程〕

・ 教育学部：1.07倍

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科 : 0.96 倍

[専門職学位課程]

- ・ 教育学研究科 : 0.84 倍

[別科]

- ・ 養護教諭特別別科 : 0.77 倍

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職学位課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

平成18年度の学部改組の際に「北海道教育大学再編に伴うカリキュラム編成の基本方針」を策定し、それに沿って教育課程を構築している。

授業科目を教養科目、専門科目、研究発展科目に分けて開設している。それぞれに配分されている単位数は、教員養成課程及び人間地域科学課程が、教養科目24単位、専門科目90単位、研究発展科目10単位、芸術課程及びスポーツ教育課程が、教養科目24単位、専門科目82単位、研究発展科目18単位となっており、すべての課程において、卒業に必要な単位数は124単位である。なお、教養科目は、全学共通の6つの目標の下に、7群の科目構成としている。

「北海道教育大学における人材の養成に関する目的等に関する規則」に示された各課程の人材養成に関する目的に基づきつつ、専門科目は以下のように編成されている。

(1) 教員養成課程

専門科目の構成は、実践的な指導力の育成を目指す教育実践フィールド科目をコアとしてその周辺に座学の教科内容研究科目・専攻科目・実践教育科目等を配置する教員養成コア・カリキュラムを形成している。

(2) 人間地域科学課程

専門科目の構成は総単位数 90 単位のうち、専攻共通科目 20（人間発達専攻のみ 30）単位、専攻科目 46（人間発達専攻のみ 36）単位、副専攻科目 20 単位、卒業研究 4 単位となっている。

(3) 芸術課程

専門科目の構成は課程共通科目 4 単位、コース専門科目として、コース共通科目 14 単位、コース外科目 14 単位、専攻科目 42 単位、卒業研究 4 単位、芸術文化コースを軸として 3 コースのカリキュラムを有機的に関連させ、社会と関わる様々な芸術活動等を行う芸術プロジェクト科目を設置するなどの教育体制となっている。

(4) スポーツ教育課程

専門科目の構成はコース共通科目 28 単位、専攻科目 46 単位、地域支援実践科目 4 単位、卒業研究 4 単位、計 82 単位で、各専攻の教育課程は地域支援実践を核に構造化されている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生は、所属校の全科目を研究発展科目として履修可能で、全学連携科目については他校科目も履修可能であり、それ以外の他校科目についても、開設校が認めれば履修可能である。国内の 15 の大学等及び国外の 26 大学と協定を結んでいる。入学前の他大学等での既修得単位を当該大学で修得したとみなすことができる。教員免許のほか、学校図書館司書教諭、学芸員等の資格が取得できる。キャリア関連の科目や無単位の講座を開設し、インターンシップにも取り組んでいる。

各教員の研究活動は大学のウェブサイト「研究者総覧」として公開されている。研究分野と担当科目も明記しており、また、研究成果は講義、公開講座等に反映されている。

編入学や科目等履修生・研究生・特別聴講学生を幅広く受け入れ、授業公開講座（49 講座）等、多くの公開講座を開講している。実践的能力を備えた教員の養成という社会からの要請にこたえ、教員養成課程に教育実践フィールド科目群を設け、「へき地校体験実習Ⅰ・Ⅱ」、教養科目の「へき地教育論」等、様々なへき地教育関係科目を開設している。平成 17 年度に文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」において、「へき地・小規模校教育実践プログラムの開発ー地域と未来を開く教師教育ー」が採択され、へき地・小規模校教育の理解を深め、実践現場を体験させることで、地域に生きる教員としての意識を形成するための取組が行われ、支援期間終了後も、「へき地校体験実習」は体系化された企画・運営方法に基づき、学校・地域教育研究支援センターへき地教育研究支援部門、各校教育実習委員会、実習協力校の連携・協力の下に実施されている。また、映像資料は「へき地校体験実習」の事前・事後指導、「へき地教育論」、「へき地教育指導法」などの講義科目の資料として活用されている。

また「環境方針」を掲げ、環境教育に関わる授業を展開している。

平成 17 年度には文部科学省「大学・大学院における教員養成推進プログラム（教員養成GP）」に「自己成長力を高めるチェックリストの開発ー教育実践改善フィールド科目群を軸とした教師の基礎的資質と臨床的実践力の育成ー」が採択され、チェックリストを教育に導入している。これを受けて平成 20 年度には文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム（教育GP）」に「往還型カリキュラムによる教員養成の改善」が採択され、ステップアップ型チェックリストの改善、理論ー実践往還型カリキュラムの導入、電子ポートフォリオの作成等の検討を開始している。

そのほかに、次の文部科学省の各種大学教育改革プログラムに採択され、それぞれ取組を行っている。

平成 19 年度には文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代G P）」において、「持続可能な社会実現への地域融合キャンパス～東北海道発E S Dプランナー養成・認証プロジェクト～」が採択され、地域のファシリテーターを養成し、E S D（Education for Sustainable Development）プランナーとして認証するため、地域融合キャンパスをベースにした教科融合型の実践的カリキュラムの構築に向けた取組を展開している。

平成 20 年度には、文部科学省「戦略的大学連携支援事業」において、「高等教育機関連携による「キャンパス都市函館」構想」が採択され、函館市内にある 8 つの高等教育機関（北海道教育大学、公立はこだて未来大学、函館大学、函館大谷短期大学、函館短期大学、函館工業高等専門学校、北海道大学大学院水産科学研究院・水産科学院・水産学部、ロシア極東国立総合大学函館校）の連携により構築した「キャンパスコンソーシアム函館」及び函館市を連携運営の主要組織として位置付け、より質の高い教育・研究環境を確保し、教育連携カリキュラムの開発など地域の総合大学的な機能を果たすための取組を行っている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

学生便覧によって単位制度の骨子を周知し、C A P 制によって、年間 52 単位の履修単位の上限設定を行い授業科目を精選させ、G P A（Grade Point Average）制度によって授業に対する意識を高めている。C A P 制を導入した平成 18 年度以降の学年別の修得単位数及びG P Aは、導入前に比べて上昇している。

また、学生からの履修相談や授業に関する質問等にこたえるためのオフィスアワーを設け、シラバス、掲示、配付資料等により周知している。ただし、その利用度は決して高くはなく、今後さらに認知度を高める必要がある。

修学指導に関しては、入学時に単位履修についてのガイダンスを行い、各学年の始まりに履修計画立案のための履修モデルを配付するなどの工夫をしている。個々の学生に対しては指導教員（アカデミック・アドバイザー）を配して修学指導を行っている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

教養科目では、講義を基本としつつ、コミュニケーション科目群と大学入門科目群は演習、体育科目では実技の形態を採用している。「平成 19 年度新教養カリキュラムWG 答申」によれば、各校における教養科目の履修者数では、1 科目当たりの履修者数の平均は、講義科目で 100 人、体育などの実技科目で 40 人、語学や情報機器操作などの演習科目で 30 人と各校とも大きな差はない。

専門科目には、各課程・専攻の教育目的に応じて講義、演習、実験、実習、実技を学年進行に合わせて配置している。

教員養成課程では教育の理論と実践とをつなぐ教育実践フィールド科目をコアにし、人間地域科学課程では個々の学生の研究実践を重視した各種演習・実習・ゼミナールを実施し、芸術課程では芸術の実践を重視して実技科目を中心に据え、スポーツ教育課程では地域とのつながりを重視した地域支援実践科目を置くなど、体験学習を基本としたカリキュラム編成を行っている。

教員養成課程では平成 17 年度に文部科学省教員養成GPに採択された「自己成長力を高めるチェックリストの開発—教育実践改善フィールド科目群を軸とした教師の基礎的資質と臨床的実践力の育成—」の成果である「教員養成チェックリスト」を活用し、学習指導の工夫を行っている。教員養成以外の課程でも、ディプロマ・ポリシーを確認し、課程の特徴に応じた「チェックリスト」を作成している。

演習科目を重点的に配置し、受講者 20 人以下の少人数授業が約 70%を占めている。

あらゆる授業を通じて参加型授業の展開を目標とし、教員に具体的な授業改善の提案を行いつつFD活動を展開している。

教員養成課程では、教員養成モデル・コア・カリキュラムにおいて、教育実践フィールド科目群を配置し、学校現場と連携した実践的な教育を展開している。また、各校に教職スーパーバイザーを配置して指導に当たらせ、釧路校は金曜日全日を教育実践フィールド科目に当てている。

大学院学生を積極的にTAとして配置した授業や、双方向遠隔授業システムを利用した全学連携科目を開設しており、後者の実施に際しては、他キャンパスの受講者を積極的に参加させるための授業方略等をハンドブックにまとめ、学生を主体的に参加させる授業を目指している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-2② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

すべての授業科目のシラバスを作成し、学生に対して大学教育情報システムにおいて公開している。

シラバスは、「シラバス作成の指針」に従って作成することとなっている。作成された全シラバスについて、各キャンパスのカリキュラム委員が点検し、記載上の不備を指摘するとともに、適正な内容に書き改めるよう勧告する体制をとっている。その点検項目は次のとおりである。

- (1) 授業概要には、「授業形態」、「授業の目的」、「到達目標」の3点が記載されていること。
- (2) 授業計画は、授業内容や授業の進め方などがわかるように記載する。
- (3) 成績評価には、「評価方法及び評価基準」と「出欠席の扱い」を記載する。
- (4) テキスト、参考文献がある場合は必ず記載すること。ない場合は空欄にせず「なし」と記載する。
- (5) オフィスアワーには、「曜日・時限・場所」を必ず記載すること。「曜日・時限・場所」を特定できない場合は、対応方法について記載すること。
- (6) 備考には、「履修条件・履修制限」、「受講上の注意」、「その他」などを記載する。ない場合は、空欄にする。

卒業時の学生に対する平成 20 年度の調査結果によると、約 6 割の学生が日常的にシラバスを利用している。

平成 20 年度からは、学生にシラバスの内容を周知するため、初回の授業時にシラバスを印刷、あるいはその他の方法でその内容を提示することとしている。

平成 20 年度末に平成 21 年度用の「シラバス作成の手引き（暫定版）」を作成し全教員及び非常勤講師に配付し、教育課程における当該科目の位置付けを示すこと、目標と評価の観点を一致させること、学生の自主学習の指針を示すこと等を求めている。また、それと並行して各校でシラバスワークショップを開催している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

自主学習への配慮としては、図書館の夜間・土日祝日開館を行うとともに、希望者に図書館ツアー、文献検索講習等を行っている。また、図書館、LL教室等にパソコンを設置し、自由に使用できる環境を提供しており、無線LANによる個人のパソコンの利用も可能である。

図書館及びそれ以外にも、学習室やフリースペースなど各校の事情に応じて自主学習スペースを設けている。また金曜4校目は講義を設けない時間とし、自主学習時間の確保に配慮している。金曜4校目に自主ゼミの開催を推奨し、講義室の手配を行っているキャンパスもある。

基礎学力不足の学生に対する配慮としては、CAP制により授業科目を精選させるとともに、GPA制度と連動させて成績の低い学生の次学期の単位数の上限を低く抑え、学習時間を確保させている。指導教員はGPAの低い学生に対して指導を行うこととしており、教授会においても修得単位数の少ない学生の単位修得状況を報告することとしている。

人間地域科学課程の「外国語コミュニケーション」のほか、「専門基礎数学」など一部の科目では、ブレイスメントテストや学力検査とアンケートを基に能力別クラス編成を行っている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績の評価基準はA、B、C、D、F（Fは不可）の5段階評価とし、評価方法の指針を要項に示している。また、個々の科目の成績評価方法はシラバスに記載している。成績の分布は、標準的な成績であるべきCが最大になっていない。なお、成績分布の適正化を目指し、成績評価に関する検討ワーキンググループにおいて、平成22年度実施に向けて適正化の方策を検討している。

卒業要件については、4年以上在学し、所定の科目を履修し、かつ、124単位以上修得することとしている。卒業認定は、各校教授会の審議事項としている。修得単位の平均は、学校教育教員養成課程では、平成18年度168.9、平成19年度169.2、平成20年度166.6、養護教諭養成課程では、平成18年度185.1、平成19年度177.6、平成20年度182.4、生涯教育課程では、平成18年度161.5、平成19年度157.2、平成20年度158.4、国際理解教育課程では、平成18年度161.3、平成19年度155.6、平成20年度151.5、芸術文化課程では、平成18年度162.6、平成19年度154.9、平成20年度155.4、地域環境教育課程では、平成18年度154.5、平成19年度160.0、平成20年度158.4、情報社会教育課程では、平成18年度171.9、平成19年度162.8、平成20年度175.2となっている。

これらのことについては、学生には学生便覧、シラバス及び入学時のガイダンスにおいて周知を図っている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-2 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

授業ごとに成績評価基準をシラバスに記載している。また、平成 21 年度のシラバス作成に向けて「シラバス作成の手引き」を作り、成績評価の基本的な考え方と記入例を示している。

教員が全学統一の成績入力期限までに成績評価を行って大学教育情報システムにより成績を開示しており、成績評価を随時確認できる。個々の教員には、成績評価の基になる文書の保存義務を規程により周知している。

また、相談窓口として「学生なんでも相談室」等があり、成績評価に異議等のある学生は相談することができる。なお、異議の申し立てに関する手続きが未整備だったため、平成 21 年 2 月に「北海道教育大学の成績の評価方法及び履修登録単位数の上限並びに修学指導等に関する取扱要項」の第 3 条 5 項に「学生から、履修した授業科目の成績の評価についての申し立てがあった場合は、当該授業科目の担当教員は、速やかに成績の評価に用いた資料等の確認を行い、申し立てた学生に対して確認結果を通知しなければならない。」と規定している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-1 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

大学院・各専攻の目的に基づき、教育課程を編成している。学校教育に関する基礎理論を扱う学校教育に関する科目を全専攻の必修科目とし、その他の科目群の比重には差を持たせて、専攻ごとに特色ある教育を展開している。

各科目群の特徴は、①学校教育に関する科目では学校教育についての基礎理論を取り扱うもので、全専修の学生が共通に履修する。②教科教育に関する科目では教科教育について実践的、理論的に考究するもので、教科教育専攻の各専修に設け、所属する専修の科目は必修である。③教育実践研究に関する科目では学校教育及び教科教育に関する諸課題について、実践的な研究を行う。ただし、教科教育専攻では、前半は各専修・分野の基礎的内容について教材化を図るための研究、後半は実際の授業場面に即した実践研究である。④課題研究は各専修・分野の研究課題又は研究方法論を深めるものである。⑤専門科目は各専修において当該専修の分野別に、かつ専門的に展開させるものである。⑥自由選択科目は、専門の研究科目をより広げるためのものである。⑦養護教育専攻、学校臨床心理専攻については、教科教育に関する科目及び教育実践研究を授業科目から除外し、専門科目を多く課している。

所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した学生には、修士（教育学）の学位が授与される。

なお、授業内容、特に教育実践研究の授業内容等について、教育実践との関連の改善案を策定している。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生は大学の他の校・他の大学院の授業科目を履修でき、また、入学前に修得した大学院（当該大学及び他大学）の単位を、10単位を限度として、大学院において修得したものと認めている。

社会からの要請、特に入学者の約30%を占める現職教員や社会人の学生のニーズにこたえるため、昼夜開講制度を実施している。また、やむを得ない事情の場合に最大4年の修業年限を認める長期履修制度を導入し、平成20年度入学（現職教員）のうち、28.1%は同制度を利用している。さらに科目等履修生・特別聴講生も受け入れている。

教育委員会派遣の現職教員大学院学生は、第1年次には研究科の授業・研究に専念し、第2年次には勤務しながら授業及び研究指導を受けることができるという特例を適用している。

地理的条件等により当該大学のキャンパスへの通学が困難な現職教員等のニーズにこたえて、平成17年度には札幌サテライト教室と北見サテライト教室、平成18年度には十勝サテライト教室を開設し、札幌校、旭川校、釧路校での集中講義によってこれを補完している。

また、担当教員は学生のニーズに対応して授業開設時間帯等を工夫している。

各教員の研究活動を大学のウェブサイト「研究者総覧」として公開しており、研究分野と担当科目も明記されている。その関連から研究成果は授業に反映していると判断できる。

平成19年度に文部科学省「大学院教育改革支援プログラム（大学院GP）」に採択された「現職教員の高度実践構想力開発プログラム」は最新の研究成果を教育に反映させる取組であり、大学院学生の協働研究でもある。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-4-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

授業時間外の学習時間の確保については、単位制度の骨子を学則に定め、入学時のガイダンス等で周知している。修了に必要な単位を30単位に設定している。

自主学習環境の整備・その他の工夫としては、大学院学生用院生室・演習室を確保するとともに、附属図書館の夜間開館・土日祝日開館を行い、現職教員を含めた大学院学生に対して授業時間外の学習を促す仕組みを整えている。現職教員等の学生が、勤務等の都合により、授業を受けることが出来ない場合などの理由から期限までに成績評価ができない科目については、大学院学生の学習目標達成の見地から、長期にわたる成績の保留を認める制度を設けている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

教育課程を構成する科目群のうち、学校教育に関する科目、教科教育に関する科目及び専門科目では、各教員は基本的に特論（講義）と特別演習（演習）を各1科目開設しており、学生は理論とその応用・実践を体験することができる。また、課題研究は個別対応の研究指導である。多くの授業は少人数授業であり、個々の大学院学生に応じた指導を行っている。代表的な取組として、学校教育専攻は、「発達心理学特論II」では、毎回の授業で、その日のテーマについて講義した後、レポーターが発表し、それを受けて討

論あるいは内容を理解するための実習・実験を行うこととしている。教科教育専攻は、「人文地理学特別演習Ⅰ」では、地域調査法についての講義を行った後に、釧路市市街地を対象とした土地利用調査を実施している。受講生は調査結果を発表するとともに「身近な地域を調べる」をテーマとした指導案の作成を行うこととしている。養護教育専攻は、「教育保健科学特論Ⅱ」では、学校保健活動について講義した後、各自が設定した健康課題を各自が分析し、それを基に全員で各自の診断の妥当性について討論することとしている。講義形式の中にも討論・実験・実習・演習・フィールド調査・発表等を取り入れている。当該研究科独自の授業方法として双方向遠隔授業を活用し、十勝サテライトと北見サテライトを含む複数校の学生が、授業者の知を共有するとともに、修学校間で活発な討論を展開している。教育現場での経験を積ませるため、TA制度や、附属学校を利用した授業等にも取り組んでいる。

学校臨床心理専攻では、平成19年度に文部科学省大学院GPに採択された「現職教員の高度実践構想力開発プログラム」の成果として、教育臨床実践メンター（指導者）によるメンタリング、勤務校訪問型のスーパーヴァイズ（助言指導）、現職教員と学部から直接入学した大学院学生の協働研究を教育に導入している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

すべての授業科目のシラバスを作成し、学生に対して大学教育情報システムにおいて公開している。

シラバスは、「シラバス作成の指針」に従って作成することとなっている。作成された全シラバスについて、各キャンパスのカリキュラム委員が点検し、記載上の不備を指摘するとともに、適正な内容に書き改めるよう勧告する体制をとっている。その点検項目は次のとおりである。

- (1) 授業概要には、「授業形態」、「授業の目的」、「到達目標」の3点が記載されていること。
- (2) 授業計画は、授業内容や授業の進め方などがわかるように記載する。
- (3) 成績評価には、「評価方法及び評価基準」と「出欠席の扱い」を記載する。
- (4) テキスト、参考文献がある場合は必ず記載すること。ない場合は空欄にせず「なし」と記載する。
- (5) オフィスアワーには、「曜日・時限・場所」を必ず記載すること。「曜日・時限・場所」を特定できない場合は、対応方法について記載すること。
- (6) 備考には、「履修条件・履修制限」、「受講上の注意」、「その他」などを記載する。ない場合は、空欄にする。

平成20年度からは、学生にシラバスの内容を周知するため、初回の授業時にシラバスを印刷、あるいはその他の方法でその内容を提示することとしている。

平成20年度末に平成21年度用の「シラバス作成の手引き（暫定版）」を作成し全教員及び非常勤講師に配付し、教育課程における当該科目の位置付けを示すこと、目標と評価の観点を一致させること、学生の自主学習の指針を示すこと等を求めている。また、それと並行して各校でシラバスワークショップを開催している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

通常の昼間開講コースのほかに昼夜開講コースを設け、現職教員など社会人学生に配慮した授業時間帯を設定している。受講者の希望に応じて、昼間開講コースと同じ授業が開講される。

基本的に少人数授業であるため、学生と授業担当教員が調整を取って授業時間を変更することも可能である。また、現職教員等の学生が、勤務等の都合により、授業を受けることが出来ない場合などの理由から期限までに成績評価ができない科目においては、大学院学生の学習目標達成を重視し、長期にわたる成績の保留を認める制度を設けている。

職業を有する等の事情を有する学生に対しては長期履修学生制度を導入している。

また、札幌サテライト教室、北見サテライト教室並びに十勝サテライト教室を設置しており、平日の夜間には、インターネットを利用して、メインキャンパスで実施される授業を受講し、土・日曜日並びに休業期間は対面で授業を行っている。

履修指導は、入学時に学生便覧やガイダンス資料を用いて、入学後も随時指導教員によって行われている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

各専攻・専修に研究指導教員及び研究指導補助教員を十分に配置し、学生ごとに研究指導教員を定め、特定の研究指導教員が修了にいたるまで一貫して指導を行っている。また、必要に応じて研究指導教員と研究指導補助教員が共同で指導に当たっている。教授会が教育上必要と認めるときは、学生は、他の大学院又は研究所等において、1年を超えない範囲で必要な研究指導を受けることができる。

なお、学位論文作成は適当と認められるときは特定課題研究をもって代えることができる。

入学出願時に受験者は研究希望調書、研究計画書等を提出し、入学後は研究指導教員がそれに基づいて指導を行っている。入学時のガイダンスにおいて、学位論文の作成、学位授与に至るまでのプロセスについて細かな指導を行い、年間研究計画を作成させ、それを活用して指導する事例もある。

修了時の大学院生アンケートによれば、指導教員の指導方法についての満足度は、「非常に満足している」及び「ほぼ満足している」が例年ほぼ80%に達している。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

5-6-② 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

特定の研究指導教員が一貫して研究・学位論文指導を行っており、研究テーマの決定に関しても、責任

を持って指導した上で学位論文研究題目届を出させる仕組みとしている。

必要に応じて研究指導教員と研究指導補助教員が共同で指導に当たっている。また、修士論文中間発表会や修士論文発表会は当該専修のほぼ全教員が参加して共同で指導している。特に学校臨床心理専攻においては、研究テーマが学際的な場合には複数教員による指導体制を敷いている。

教育実践の場で実践的な能力を伸ばすことを重視しており、附属学校において大学院学生による研究授業を実施し、また非常勤講師として採用している。また、TAとしても積極的に採用し、特に学校教育専攻及び教科教育専攻では、教育実践研究4単位を必修としている。

修了時アンケートにおいて、「教育目標（教育現場の課題に応える実践的な指導力を養成する）は達成されているか」という設問に対して、平成20年度には52.5%の学生が「十分に達成されている」と回答している。

これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績の評価はA、B、C、D、F（Fは不可）の5段階評価とし、評価の内容の基準を示して実施している。個々の科目の成績評価方法はシラバスに記載している。成績の分布は、標準的な成績であるべき“C”が最大になっていない。なお、成績分布の適正化を目指し、成績評価に関する検討ワーキンググループにおいて、平成22年度実施に向けて適正化の方策を検討している。

修了要件については、基本的には2年以上在学し、所定の科目を30単位以上修得し、かつ修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならないとしている。修了認定は、各校教授会の審議事項としている。修得単位の平均は、平成19年度は1年次が26.2、平成20年度は1年次が25.1、2年次が4.4となっている。

なお、履修規則等は学生便覧に掲載し、入学時のガイダンスにおいても説明を行っている。また、各授業の成績評価基準はシラバスで周知している。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-② 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

修士課程における学位論文は可否の2段階により評価することを学位規則に定め、大学院教育学研究科学生便覧及び大学のウェブサイトで公表し、入学時のガイダンスにおいて同便覧を用いて周知している。

学位論文の審査体制も、同学位規則に定めている。当該学生が所属する専修及び当該学位論文の内容と関連する専修に属する研究科担当教員のうちから、研究指導教員を含む3人以上の審査委員をもって審査委員会を組織し、学位論文審査を行うとともに、審査に合格した者について、最終試験を口述又は筆記により実施し、その結果を教授会に報告する。教授会はその報告に基づき、修士の学位授与の可否を判定している。

これらのことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

5-7-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

授業ごとに成績評価基準をシラバスに記載している。また、平成 21 年度のシラバス作成に向けて「シラバス作成の手引き」を作り、成績評価の基本的な考え方と記入例を示している。

学位論文の審査及び最終試験の結果については、審査委員の構成などに留意した成績評価システムを構築している。

教員が全学統一の成績入力期限までに成績評価を行って大学教育情報システムにより成績を開示しており、学生は成績評価を随時確認できる。個々の教員には、成績評価の基になる文書の保存義務を規程により周知している。

また、相談窓口として「学生なんでも相談室」等があり、成績評価に異議等のある学生は相談することができる。

なお、異議の申し立てに関する手続きが未整備だったため、平成 21 年 2 月に「北海道教育大学の成績の評価方法及び履修登録単位数の上限並びに修学指導等に関する取扱要項」の第 3 条 5 項に「学生から、履修した授業科目の成績の評価についての申し立てがあった場合は、当該授業科目の担当教員は、速やかに成績の評価に用いた資料等の確認を行い、申し立てた学生に対して確認結果を通知しなければならない。」と規定している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職学位課程>

5-8-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

大学院規則に基づき、修了に必要な単位数を 52 単位とし、科目別区分による単位は、共通科目 24 単位、コース別選択科目 16 単位（同科目中のいずれか一つのコースから 8 単位以上を含む 16 単位を修得）、学校における実習 10 単位、共通演習 2 単位の計 52 単位として、教育課程を編成している。

教育目的に掲げられた力量を想定した科目群である共通科目、及び学校における実習を全学生に履修させ、一方、学級経営・学校経営、生徒指導・教育相談、授業開発の 3 コースからなるコース別選択科目を設けている。また、大学院の学びの集大成を目指した共通演習として「マイオリジナルブック」を作成させている。

各科目群の基本的な内容は、大学院教育学研究科履修規則の第 2 条の 2「専門職学位課程の授業科目は、共通科目、コース別選択科目、学校における実習及び共通演習に区分し編成する。」、「共通科目は、6 領域とし、学校の運営に積極的に携わるための基本的能力を身につけさせるものとする。」、「コース別選択科目は、3 コースとし、教育現場の「今日的課題」に応えられる力量を形成させるために、理論に基づいた実践とその検証を行わせることを基本とする。」、「学校における実習は、「学校課題」を中心に据えて、その解決を図るような試行的実践とその検証を行わせ、学校全体の教育力を高めることに貢献できる能力を養うことを目的としたものとする。」、「共通演習は、入学時に提出した課題、あるいは現実に抱えている課題に照らして、その解決に有効と考える情報をまとめるものとする。」に基づき編成している。

共通科目は、設置基準上の基本 5 領域に特別支援教育に関する領域を加えて 6 領域とし、各領域 4 単位ずつ、24 単位を必修として 1 年次に履修させている。

コース別選択科目では、いずれかのコースの科目を最低 8 単位、残りはその他のコースを含む科目から選択させて、合計 16 単位を 2 年次に履修させている。共通科目にもコース別選択科目と同じ領域の授業が用意されており、特定の領域について専門的力量を身に付けることができるものとなっている。

学校における実習では、1年次は学校全体の機能を俯瞰し相互に関連付けて捉え、2年次は、学部から直接入学した大学院学生に関しては1年次に見つけた自己課題、現職教員大学院学生の場合には勤務校の学校課題を実際に解決するための実践と検証を行わせている。

これらの集大成として共通演習を設け、2年間蓄積された「パーソナルポートフォリオ」から、自己の課題解決に必要なものを精選させて「マイオリジナルブック」を作成させ、発表会を経て2単位を与えている。

授業科目の内容はシラバスにて確認することができる。所定の単位を修得した学生には、教職修士（専門職）の学位を授与することになっている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-8-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

広大な北海道において、少しでも現職教員の就学を容易にするため、双方向遠隔授業システムを用いて3キャンパスで同時に同一の授業を受講することを可能にしている。昼夜開講制をとり、最大4年の修業年限を認める長期履修制度を設けているほか、学生は他の大学院の授業科目を履修することができる。また、入学前に修得していた大学院での単位を、当該大学院において修得したものと認めている。

教職大学院は、実践的指導力の育成を求める学校現場の要請に基づいて教育課程を編成している。教職大学院設置に向けての教育委員会や校長会との協議の中で出された要請にこたえ、設置基準で求められた基本5領域に特別支援教育を加えて6領域を必修としている。

授業の内容にも、現在生起している学校現場の生徒指導場面を主題として取り上げ、その方法は、理論と実践の遊離をつなぐものとして、臨床教育学の手法に基づくものである。加えて、いずれの講義も研究職教員と実務家教員の協同で行っている。

各教員の研究活動成果は大学のウェブサイトの「研究者総覧」に公開し、研究分野と担当科目も明記している。それぞれの講義内容は、個々の教員の研究や現場実践における成果を反映したものとなっている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-8-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

入学時のガイダンスにおいて、学部の学生便覧を配付して単位制度の骨子を学生に周知している。また、修了に必要な単位は52単位とし、1年間の履修単位の上限を基本的に33単位として学習すべき授業科目を精選させ、授業時間外の学習時間を確保している。

学期は4セメスター制をとり、各セメスターに8週間以上をあて、基本的に各科目を週に2コマ開くことにより授業時間を確保している。

教員が学部から直接入学した大学院学生に呼びかけて自主学習会の機会を提供し、大半の学生が参加している。学習のためにまとまった時間を取れない現職教員には、主担当教員が講義の前後等に特別に時間を設けて個別に研究指導等を行っている。

自主学習スペースの確保等として、大学院学生に院生室を確保し、そこにパソコンを配備し、有線LANの接続も可能とするとともに、附属図書館の夜間開館・土日祝日開館を行っており、現職教員を含めた大学院学生に対して授業時間外の学習を促す仕組みを整えている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-9-① 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

当該教職大学院の設置準備室会議においても、北海道教育委員会から教職大学院で学ぶ機会の提供への要望が出され、事前に行った全道の教員へのアンケートにおいても、特に実践的な能力を培う機会への期待が表れている。

当該大学は構築すべき教育課程の目的を、「広い視野から学校課題を分析する能力の育成」、「具体的な学校課題の解決に取り組む実践的な力の育成」の二つと捉え、それを以下の体制で実施している。

臨床教育学、生徒指導・教育相談等、現代の教育課題に対応する能力を培うに十分な領域をカバーする教員組織を編制している。

学校課題を分析する能力の育成を目指す共通科目に、共通5領域のほか、地域の要望を受けて特別支援教育に関する領域を加えている。

学校課題の解決に取り組む実践的な力の育成を目指して3つのコースを設け、それぞれの領域を深めるに十分な科目を用意している。

学校における実習においては、現職教員・学部から直接入学した大学院学生のそれぞれに関して目標を明確にし、大学院学生のそれぞれに対して目標を示し、双方の力を段階的に養成できるようにしている。

また、それらすべてを総合させるものとして共通演習を設定している。

これらのことから、教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものとなっていると判断する。

5-10-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

科目群ごとに基本的な内容・目的を定め、それに応じた授業形態としている。共通科目は講義、コース選択科目は演習を基本としつつも、内容に応じて形態を変え、また、講義とした科目の中にも事例研究、討論、実習などを取り入れ、参加型の授業を行っている。その他に「学校課題」の解決に実践的に取り組む学校における実習と、各自の課題の解決に取り組む共通演習（「マイオリジナルブック」の作成）とを配置している。

学習指導法の工夫については、3つのキャンパスを双方向遠隔授業システムでつないで授業を行っている。授業の進行の基本構造は、講義は2コマ続きとし、3キャンパスを双方向遠隔授業システムでつなぎ同時進行し、最初のコマを遠隔授業システムを通じての講義、2コマ目を原則キャンパス単位のディスカッションと遠隔授業システムを通じてのシェアリングとしている。講義者以外に他の2キャンパスにも副担当者として教員が配置され、講義から参加してキャンパス単位での討論を指導推進し、機器操作は各キャンパスにTAを配置している。講義とキャンパスごとの議論と全体討議の組合せにより、多様な事例を共有し合い、討論と省察の機会を与え、実践への意識を強く持ったスクールリーダーとしての素養を培う体制となっている。参加者からは、他キャンパスの教員や学生と討論ができることを評価する声と、講義と討論がもう1サイクルあることで、さらに充実した授業となるのではないかといった意見が寄せられている。

また、昼夜開講制をとり、現職教員が学びやすい体制を整えている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-10-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

すべての授業科目のシラバスを作成し、学生に対して大学教育情報システムにおいて公開している。

また、教職大学院においては、全科目のシラバスを学生便覧に掲載しており、各教員は初回の授業でその内容の説明を行っている。

シラバスは、「シラバス作成の指針」に従って作成することとなっている。作成された全シラバスについて、各キャンパスのカリキュラム委員が点検し、記載上の不備を指摘するとともに、適正な内容に書き改めるよう勧告する体制をとっている。その点検項目は次のとおりである。

- (1) 授業概要には、「授業形態」、「授業の目的」、「到達目標」の3点が記載されていること。
- (2) 授業計画は、授業内容や授業の進め方などがわかるように記載する。
- (3) 成績評価には、「評価方法及び評価基準」と「出欠席の扱い」を記載する。
- (4) テキスト、参考文献がある場合は必ず記載すること。ない場合は空欄にせず「なし」と記載する。
- (5) オフィスアワーには、「曜日・時限・場所」を必ず記載すること。「曜日・時限・場所」を特定できない場合は、対応方法について記載すること。
- (6) 備考には、「履修条件・履修制限」、「受講上の注意」、「その他」などを記載する。ない場合は、空欄にする。

平成20年度に平成21年度用の「シラバス作成の手引き（暫定版）」を作成して全教員及び非常勤講師に配付し、教育課程における当該科目の位置付けを示すこと、目標と評価の観点を一致させること、学生の自主学習の指針を示すこと等を求めている。また、それと並行して各校でシラバスワークショップを開催し、教員への意識の浸透を図っている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-10-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

当該専門職大学院では、昼夜開講制をとっており、夜間の授業時間は6校目18時から19時30分、7校目19時40分から21時10分とし、現職教員などの学生が受講しやすいように配慮されている。大学院生控え室には学内LANの端末があり、22時まではインターネットの利用が可能であり、図書館も22時（岩見沢校では21時）まで開館している。

履修計画の指導については、入学時の新入生ガイダンスにおいて授業の履修計画の説明を行い、指導教員の指導の下で大学院学生自身が履修計画を作成している。

現職教員等に対しては長期履修制度を導入している。また、札幌・旭川・釧路の3キャンパスを双方向授業システムで結び、道内の広範な地域の学生が学べる体制をとっている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-10-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-11-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

履修規則については学生便覧に記載し、入学時のガイダンス、指導教員による指導を通して、各授業の成績評価基準をシラバスで周知している。

成績の評価はA、B、C、D、F（Fは不可）の5段階評価とし、評価内容の基準を明示して実施している。個々の科目の成績評価方法は、シラバスに記載している。成績の分布は札幌校、旭川校、釧路校、3校の割合の平均でA53.5%、B35.6%、C6.9%、D0.6%、F3.4%となっている。

修了要件については、2年以上在学し、所定の科目を52単位以上修得することとしている。修了認定は、教授会の審議事項としている。

ただし、教職大学院は平成20年度に設置され、平成21年6月現在、学年進行中であることから、修了認定の実績はない。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-11-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

授業ごとに成績評価基準をシラバスに記載している。また、平成21年度のシラバス作成に向けて「シラバス作成の手引き」を作り、成績評価の基本的な考え方と記入例を示している。

教員が全学統一の成績入力期限までに成績評価を行って大学教育情報システムにより成績を開示しており、学生は成績評価を随時確認できる。個々の教員には、成績評価の基になる文書の保存義務を規程により周知している。

また、相談窓口として「学生なんでも相談室」等があり、成績評価に異議等のある学生は相談することができる。

なお、異議の申し立てに関する手続きは未整備だったため、平成21年2月に「北海道教育大学の成績の評価方法及び履修登録単位数の上限並びに修学指導等に関する取扱要項」の第3条5項に「学生から、履修した授業科目の成績の評価についての申し立てがあった場合は、当該授業科目の担当教員は、速やかに成績の評価に用いた資料等の確認を行い、申し立てた学生に対して確認結果を通知しなければならない。」と規定している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教職大学院において、特別支援教育を含んだ共通科目、学級経営・学校経営、生徒指導・教育相談、授業開発の3コースを開設している。
- 双方向遠隔授業システムを活用し、学士課程では全学連携科目を開設しており、また大学院課程では十勝・北見サテライトを含む複数校をつないだ授業を実施しているほか、専門職大学院課程では札幌・旭川・釧路の3キャンパスで同時に同一の授業を受講できるようにしている。
- 双方向遠隔授業を参加型授業の手段とし、講義・討論・省察を組み合わせた授業を行っている。

- 文部科学省教育GPにおいて、平成 20 年度に「往還型カリキュラムによる教員養成の改善」が採択され、ステップアップ型チェックリストの改善、理論－実践往還型カリキュラムの導入、電子ポートフォリオ等の検討を開始している。
- 文部科学省特色GPにおいて、平成 17 年度に「へき地・小規模校教育実践プログラムの開発－地域と未来を開く教師教育－」が採択され、へき地・小規模校教育の理解を深め、実践現場を体験させることで、地域に生きる教員としての意識を形成するための取組が行われ、支援期間終了後も「へき地校体験実習」は体系化された企画・運営方法に基づき、学校・地域教育研究支援センターへき地教育研究支援部門、各校教育実習委員会、実習協力校の連携・協力の下に実施されている。また、映像資料は「へき地校体験実習」の事前・事後指導、「へき地教育論」、「へき地教育指導法」などの講義科目の資料として活用している。
- 文部科学省現代GPにおいて、平成 19 年度に「持続可能な社会実現への地域融合キャンパス～東北海道発ESDプランナー養成・認証プロジェクト～」が採択され、地域のファシリテーターを養成し、ESDプランナーとして認証するため、地域融合キャンパスをベースにした教科融合型の実践的カリキュラムの構築に向けた取組を展開している。
- 文部科学省「戦略的大学連携支援事業」において、平成 20 年度に「高等教育機関連携による「キャンパス都市函館」構想」が採択され、函館市内にある 8 つの高等教育機関の連携により構築した「キャンパスコンソーシアム函館」及び函館市を連携運営の主要組織として位置付け、より質の高い教育・研究環境を確保し、教育連携カリキュラムの開発など地域の総合大学的な機能を果たすための取組を行っている。
- 文部科学省教員養成GPにおいて、平成 17 年度に「自己成長力を高めるチェックリストの開発－教育実践改善フィールド科目群を軸とした教師の基礎的資質と臨床的実践力の育成－」が採択され、教員養成課程で「教員養成チェックリスト」を活用した学習指導の工夫を行っている。また、教員養成以外の課程でも、ディプロマ・ポリシーを確認し、課程の特徴に応じた「チェックリスト」を作成している。
- 文部科学省大学院GPにおいて、平成 19 年度に「現職教員の高度実践構想力開発プログラム」が採択され、学校臨床心理専攻において、教育臨床実践メンター（指導者）によるメンタリング、勤務校訪問型のスーパーヴァイズ（助言指導）、現職教員と学部から直接入学した大学院学生の協働研究を教育に導入している。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

教育の成果の評価や改善は、教育担当理事と、その下にある教育改革室、理事が委員長を務める教育研究委員会、理事がセンター長となる大学教育開発センターが連携して行っている。

平成17～20年度の授業評価アンケートにおいて、「この授業を通して新しい知識や技能・考え方などを獲得することができましたか」という設問を用意し、達成状況を調査している。平成20年度後期には獲得「できた」(45.1%)、「どちらかといえばできた」(36.3%)の合計は81.4%となっている。平成20年度の卒業生アンケートの「人間や子どもに対する理解」という質問項目に対する回答では、「高まった」と「やや高まった」を合わせ、70%が肯定的な回答であった。

大学院においても同様の調査を継続的に行っている。修了生及び修士課程2年次生を対象とする平成20年度の大学院生アンケート調査においては、「教育目標は達成されているか」という質問に対しては、53%が「十分に達成されている」と回答している。

学生が身に付ける資質等の達成状況を正確に自己評価するために、札幌校、旭川校、釧路校（いずれも学校教員養成課程）では、平成17年度文部科学省教員養成GP「自己成長力を高めるチェックリストの開発－教育実践フィールド科目群を軸とした教師の基礎的資質と臨床的実践力の育成－」で作成した「教育実践改善チェックリスト」を用いている。平成20年度には、文部科学省教育GP「往還型カリキュラムによる教員養成の改善」で、この教員養成チェックリストの検証と改善作業を行い、新たに「学びつづける教師を目指して－ステップアップ・チェックリスト」を作成している。平成20年に函館校と岩見沢校（いずれも新課程）でディプロマ・ポリシーを元にチェックリストを作成している。チェックリストを活用した達成度の評価は、平成21年度に行うことを予定している。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

課程ごとの平均単位修得数は、各種の教員免許取得、学校図書館司書教諭及び学芸員等の資格取得のため、卒業必要単位（124単位）より大幅に多い。資格取得、及び当該資格の受験資格の取得に関しては、「教育職員免許状」、「学校図書館司書教諭」、「学芸員」、「社会教育主事」、「司書」、「社会福祉士」のプログラムを用意している。教育職員免許状についての平成16～20年度の取得人数の合計は小学校一種3,487人、小学校二種473人、中学校一種4,899人、中学校二種923人、高等学校一種4,402人、養護学校一種559

人、養護学校二種 420 人、幼稚園一種 422 人、幼稚園二種 67 人、養護教諭一種 241 人である。学校図書館司書教諭及び学芸員の資格取得状況は、平成 20 年度でそれぞれ 259 人、74 人となっている。

学生表彰規則による学生表彰では、体育・美術・音楽等を中心に表彰している。

全体として課程ごとの卒業生数はおおむね漸増であり、中途退学者が減少傾向であることを示している。大学院においては、平均修得単位数が平成 19 年度は 1 年次が 26.2、平成 20 年度は 1 年次 25.1、2 年次 4.4 となっている。

修了生は所属する専修に対応する専修免許を取得する。修了生は各年 130～150 人程度であるが、取得免許数は 200 程度であり、修了者数の 1.3 倍程度となっている。

大学院修了に際しては、学位論文（実技系にあっては副論文）の提出が求められる。平成 16～20 年度の 5 年間で、学位論文の内容が審査付き論文誌に掲載されたものが 51 件、審査なし論文誌に掲載されたものが 9 件、紀要等に掲載されたものが 14 件あり、また競技会等での入賞等が 65 件ある。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

教育改革室が主導し、平成 20 年度後期に実施した在学生による授業評価アンケート結果をみると、「この授業を通して新しい知識や技能・考え方などを獲得することができましたか」という設問には、約 8 割の学生が「できた」、「どちらかといえばできた」と回答している。

学部学生の卒業時に行ったアンケートの結果は以下のとおりである。

1. 教養科目に対する学生の到達度評価

教養教育で得た能力・資質の中では、「幅広い知識や教養」、「現代社会の諸問題や学際的テーマに関する知識」、「人間や子どもに対する理解」、「情報関連機器の操作」については、比較的高い水準の評価となっている。しかし、「外国語の能力」は今後の改善が必要である。

2. 教養教育に対する満足度

「教養教育の満足度」をみると、約 6 割が「満足している」又は「ほぼ満足している」と回答している。

3. 専門教育の満足度

この項目では約 7 割が「満足している」又は「ほぼ満足している」と回答している。一方、専門教育に対する学生の要望は多様多種であり、「実践性」の向上を希望している傾向が認められる。

平成 20 年度に実施した大学院修了生に対するアンケート調査結果をみると、「教育目標の達成度」では、キャンパスによる違いが大きいですが、全体では 5 割程度が十分に達成できていると回答している。また、「指導教員の指導方法の満足度」では、全体で 5 割程度が満足していると回答している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成 16～20 年度就職者で教員養成課程の就職率（就職者／就職希望者）は 82～92%程度である。このうち、教員と民間企業・公務員等の就職率はそれぞれ 83～93%、73～88%である。

また、教員養成以外の課程（生涯教育・国際理解教育・芸術文化など再編以前の「新課程」）の就職率は 76～87%程度である。このうち、教員と民間企業・公務員等の就職率はそれぞれ 72～93%、73～84%である。

北海道教育大学

大学院への進学率（進学者数／卒業者数）は、全課程で平成16～20年度の平均は8.5%である。

大学院（教育学研究科）修了者についての平成16～20年度の就職率は73～89%程度である。このうち、教員と民間企業・公務員等の就職率はそれぞれ77～88%、57～100%程度である。

教員就職者については、北海道・札幌市公立学校教員採用試験における当該大学登録者の全登録者に占める割合は、平成16～20年度で平均54.8%（既卒者を含む。）で、半数を超えている。また、公立学校教員として採用された地域別（道内・道外）の状況は、平成16～19年度の平均で道内が83.3%、道外が16.7%となっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成19年10～11月に、平成16～18年度卒業生・修了生の就職先（教員、公務員・民間企業）の関係者（学校長、人事担当者）に対しアンケート調査を実施している。調査結果によれば、卒業生・修了生の勤務状況に対して、学校長の83.6%、公務員・民間企業の人事担当者の91.5%が、「満足」、「少し満足」、「普通」と回答している。

また、同アンケート調査の中の教員就職者についての「教員に必要な資質・能力」に関する学校長による達成度評価は、良好な評価である。特に、「幼児・児童・生徒に対する教育的愛情」について、当該大学卒業生に対する達成度の評価が高い。

さらに、同アンケート調査で、公務員・民間企業の人事担当者の32.8%が、採用・配属の際に卒業生の教育課程を「参考にした」又は「少し参考にした」と回答している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

入学時に、2日間にわたり、全体ガイダンス、専攻又はコースごとのガイダンスを行っている。この全体ガイダンス（学部学生、大学院学生）では、学生便覧に基づき履修要領、単位修得方法、教員免許状及び各種資格の取得について説明している。また、専攻又はコースごとのガイダンスでは履修指導や、指導教員の紹介、教員免許、分野への所属のルール等の説明が行われている。履修登録時には、履修計画立案のための履修モデルを提示し、便宜を図っている。

また、旭川校ではガイダンスの一環として、学部入学生には、課程もしくは専攻単位で入学直後から5月下旬の間に宿泊を伴う第2回新入生ガイダンスを実施しており、専攻の内容に応じた施設訪問、学生同士あるいは教員との交流を通して、修学意識の涵養や連帯感の育成等を図っている。

履修登録時には、ガイダンスに従って学生が記入した履修科目登録票を指導教員が確認、指導助言の後サインをする。これに基づいて学生がウェブサイト上の大学教育情報システムに書き込む。学生に対する各種指導助言内容は、大学教育情報システムの学生プロフィールに書き込むことができ、指導教員が変更になっても、以前の指導助言内容が確認できるようになっている。また、「学生なんでも相談室」を置き、学習を進める上での履修相談等に対し、支援体制を敷いている。

なお、大学教育情報システムにより、学部・大学院ともシラバスの閲覧は学内外からできるため、授業科目の選択ができる体制となっている。さらに、教員は初回授業において、シラバスを提示し授業のガイダンスも行っている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

学期ごとの授業評価アンケート、3年ごとの学生生活実態調査（平成18年度実施）などを実施しており、学生のニーズの把握を行っている。指導教員（アカデミック・アドバイザー）制度及びオフィスアワー制度、「学生なんでも相談室」等の相談窓口を整備して多様な相談窓口を用意している。

アカデミック・アドバイザーは個別の学生に対して学習相談、助言、支援等を行っている。アカデミック・アドバイザーによる修学指導の内容は、大学教育情報システム上の「サポートファイル」に記録し、担当者が変わった場合にも引き継げるようにしている。

また、オフィスアワーを設定し、その時間帯の一覧を学生に示すとともに、大学教育情報システム上や電子メールによって、指導教員や履修科目担当教員に質問や相談を行えるようにしており、学生は大学教

育情報システムに学内外からアクセスすることができる。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

障害のある学生は、平成 14～17 年度に聴覚障害者 1 人、肢体不自由者 2 人が在学していたが、これらの学生に対して、カリキュラム委員会等が中心に障害の状況により対応している。また、これらの学生に対してサポート委員会を設置するなどして、学生本人の状況や意向などの把握に努め、学生や学外のボランティアによるノートテイクの配置、設備面の整備などの支援を行っている。

外国人留学生は、現在、学部学生、大学院学生、研究生、特別聴講学生など合計 16 か国、85 人が在籍している。留学生の日本語教育の支援のため、最初に全学共通カリキュラムで札幌キャンパス内の国際交流・協力センターにおいて専任教員による日本語教育を行っている。また、希望を確認した上でチューターを配置し、講義や論文作成などの支援を実施している。また留学生に対する日本語や日本文化関係の科目を開設している。

大学院への入学者は社会人が多いため、昼夜開講制度を実施している。さらに、やむを得ない事情（現職教員、介護など）の場合に最大 4 年の修業年限を認める長期履修制度を導入している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

各キャンパスには自主的な学習など、学生が自由に使用できるスペースがある。また、各校の教室（20～280 人規模）が 8～20 室あり、授業で使用していない場合は、申請することにより、自由に利用（付随設備を含む）できる。

学生が自主的に自由に使用できる学習環境としては、図書館の夜間（平日は 22 時まで）、土日祝日の開館を行っており、学内者の利用数は平成 20 年度 4 月でも 7,352 人で、そのうち学生は 5,444 人である。閲覧スペースのほかにグループ学習室等がある。附属図書館、分館とも閲覧室内で無線 LAN サービスも行っており、平成 20 年度図書館利用者アンケート集計結果より、図書館の環境（建物・照明等）に関する学生の満足度は、満足と普通を合わせると各項目について 80%を超えている。

情報ネットワーク及び情報機器の利用を推進しており、学生が自由に使用できるパソコンは、図書館、コンピュータ室等において、札幌校は 13 台、108 台、函館校は 9 台、158 台、旭川校は 14 台、115 台、釧路校 17 台、71 台、岩見沢校 6 台、34 台である。これらのパソコンは、授業時間を除き 21 時まで使用できる。3、4 年次生は、各研究室の演習室や実験室に配置されている場合が多く、これらの施設を自由に学習、研究に使用できる。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

当該大学には、全学（5校）で268（平成20年度）のサークルがあり、学部学生、大学院学生延べ約5,000人が活動している。

サークル活動を支援する施設としては、課外活動共用施設、野球場、サッカー場、陸上競技場、テニスコート、小ホール、談話室、和室などがある。また、授業に支障のない範囲で体育施設や教室等の使用を許可している。各サークルには顧問教員を配置し、助言指導を行っている。また、全サークルの連合組織として各校に体育会、サークル協議会等があり、同会を通して各サークルからの要望等を把握している。

学生の自主的な活動として、毎年各校で大学祭及び体育大会が実施されている。こうした活動には、施設の管理や必要物品の購入・貸出、実施時における指導や安全対策などにおいて各校の学生委員会や事務職員が支援に当たっている。また、自治会活動を含めた課外活動を対象に種々の用具を備え、貸出を行っている。

財政面からは、運営費交付金による支援のほか、後援会が支援を行っており、平成20年度の支援額は1,350万円程度である。主なものは、全国大会等への出場経費の補助、課外活動関係設備の更新・充実、各サークルの消耗品購入費、体育大会や大学祭の経費補助などである。また、平成20年度においては、特別経費を措置（約2,200万円）し、課外活動用トレーニング器具の全学的更新を行っている。

学生の自主的・創造的活動を支援するため、毎年学生の「チャレンジプロジェクト」を募集しており、これに対しては、運営費交付金から毎年助成を行っている（平成20年度：10件申請、6件採択（129.3万円補助））。また、全道・全国大会での活躍など課外活動の振興に功績があった者やボランティア活動等で優れた評価を受けた者等には、表彰規則に基づく学長表彰を行っている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

保健管理センター（札幌）に常勤の医師、カウンセラー（臨床心理士）、看護師各1人を、函館、旭川、釧路、岩見沢の各校には常勤看護師各1人、非常勤学校医各1人、非常勤カウンセラー各1～2人を配置し、健康面や精神的な悩みなど多様な学生の相談に応じている。また、札幌のスタッフが、TV電話相談システム、電話及び電子メールにより札幌以外の各校の学生相談にも対応している。平成20年度の相談件数は、医師に対するもの312件（男127、女185。診療を除く。）、看護師1,540件（男576、女964）、カウンセラーが525件（男124、女401）であった。学生の相談は心身にわたるものや修学・進路等幅広いものであることから、医師、カウンセラー、看護師がそれぞれの専門性を活かしつつ連携して対応している。

生活相談については、指導教員（アカデミック・アドバイザー）が修学指導に留まらず学生生活全般の相談に応じているほか、事務窓口においても奨学金や授業料免除、アルバイトに関する事など、学生生活についての相談に応じている。

就職・進路相談については、各校で就職対策委員や就職相談員、就職担当事務職員が、進路・就職全般の相談から、教職や企業への就職の個別相談まで、幅広く学生の相談に対応している。キャリアセンターにはキャリア・オーガナイザーを配置し、企業訪問、業界セミナーの実施など全学的な就職支援に当たっている。

各種ハラスメント等を含む人権侵害に関する相談については、全学に人権委員会を置き、その下で人権相談員（教員及び事務職員）数人を各校に置き、学生からの相談に対応している。相談方法では電子メールによる受付も行うなど、匿名性や安心感への配慮や工夫も行っている。

また、学生のあらゆる相談に適切に対応するため、各校に「学生なんでも相談室」を設置している。

これらの各種相談窓口については、新入生ガイダンス、学生便覧、ウェブサイト、掲示などで広く学生に周知している。相談員の配置人数は、人権相談員（教員）が、札幌校 13 人、函館校 10 人、旭川校 8 人、岩見沢校 3 人、人権相談員（事務職員等）が札幌校 3 人、函館校 3 人、旭川校 4 人、釧路校 2 人、岩見沢校 3 人、何でも相談員（教員）が札幌校 25 人、函館校 8 人、旭川校 5 人、釧路校 6 人、岩見沢校 7 人、何でも相談員（事務職員等）函館校 1 人、旭川校 5 人、釧路校 2 人、岩見沢校 3 人である。

学生のニーズの把握は、3 年ごとに学生生活実態調査を行い、学生の転居希望や講義内容についての不満の理由などを把握し、「学生生活実態調査（平成 18 年度実施）」を作成している。また、各校で学生の要望に対する「回答編」を作成して学生に周知している。施設設備の改良を中心に、順次学習環境の整備を行っている。ただし、調査対象が全学生の 3 分の 1 で、前回（平成 18 年度）の回収率が 70.1%となっており、よりの確に学生のニーズを把握するためには、調査方法等の改善が求められる。

また、毎年、卒業生アンケート（卒業年次の学生を対象に卒業前に実施）を実施しており、ニーズの把握に努めている。その他、各校により取組の違いはあるが、寮生活に係る寮生との話し合いや学生自治会等などとの話し合いにより学生のニーズの把握に努めている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

当該大学の留学生の数は、札幌キャンパス 49 人、函館キャンパス 19 人、旭川キャンパス 10 人、釧路キャンパス 5 人、岩見沢キャンパス 2 人である。留学生の日常生活に必要な情報の伝達や学習に関すること、奨学金情報とその手続等について、国際交流・協力センターや国際交流委員会、指導教員、担当事務職員、チューターらが対応している。

留学生が最も多い札幌校では、学内の案内表示を英語で併記している。宿舎については、留学生用宿舎がないため、各校ともほとんどの留学生が一般学生寄宿舎で日本人学生とともに入居している。また、日本の文化・歴史・自然への理解を深める目的で、指導教員や学科等において留学生見学旅行などの機会を設けている。特に札幌校、函館校及び旭川校では宿泊見学も実施している。

交換留学生（特別聴講学生）の受入は、国際交流・協力センターが中心となって受け入れており、同センターで「交換留学生の手引き」を作成し交換留学生全員を指導しているほか、各校でも「手引き」及びオリエンテーション資料を作成している。また、交換留学生受入に係るウェブサイトは英語で併記している。

身体に障害のある学生に対しては、現在は在学していないが、個々のケースに応じて支援体制を組み、エレベーター、身障者用のトイレ、障害者優先駐車場、自動ドア、スロープなどを整備し、学生生活を送るための環境を整えている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

学部学生・大学院学生に対し、日本学生支援機構の制度に基づいて奨学金を貸与（平成 20 年度：学部 755 人、大学院 59 人）するとともに、当該大学の規則等に基づき授業料免除及び入学料免除を行っている。

なお、平成 19 年度から入学料及び授業料免除の選考基準等の改正を行い、家計の収入金額から学生本人が貸与を受けている返還義務を伴う奨学金額を除外する措置をとっている。授業料の全額免除者に占める奨学金受給者の割合は増加している。

また、平成 19 年度から入学試験の成績優秀者を対象とした入学料免除も開始している（平成 20 年度：学部 12 人、大学院 5 人）。

他方、平成 18 年度に「北海道教育大学教育支援基金」を設立し、平成 19 年度から、学部学生・大学院学生に対する奨学金給付の支援事業を開始し、平成 20 年度において学部学生 30 人に各 10 万円、大学院学生 19 人に各 40 万円を支給している。なお、平成 20 年度から現職教員の大学院学生に一律に支給することとしている。

このほか、平成 18 年 1 月には、北洋銀行と提携し、低利で融資を受けることが可能な教育ローンを設定している。

また、全キャンパスに学生寮（男子寮及び女子寮）を設置しており、平成 20 年 10 月 1 日現在の入居率（全学）は 88.2%となっている。平成 21 年度中に 9 つすべての学生寮の全面改修に着手することとしている。

なお、これらの経済支援は大学ウェブサイト、学生情報誌（HUE－LANDSCAPE）、大学案内、募集要項、合格の手引き（入学手続き）、学生便覧等で周知を図っている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 北海道教育大学教育支援基金という大学独自の奨学金制度を設けている。

【更なる向上が期待される点】

- 学生に対する各種指導助言を書き込むことができる多機能の大学教育情報システムを運用しているが、十分機能するよう一層の努力が期待される。
- 学生のニーズの把握のため、3 年ごとに学生生活実態調査を行い、各校で学生の要望に対する「回答編」を作成して学生に周知しているが、学生への周知方法については、更なる工夫が期待される。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学は、札幌地区、函館地区、旭川地区、釧路地区、岩見沢地区の5つの主要キャンパスを有し、その校地面積は札幌地区 265,626 m²、函館地区 92,732 m²、旭川地区 128,501 m²、釧路地区 103,781 m²、岩見沢地区 234,300 m²である。また、各地区の校舎等の施設面積は、計 129,111 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

収容定員は学部 4,840 人、大学院 360 人、養護教諭特別別科 40 人であり、校地は大学設置基準第 37 条に定められた必要面積の 16 倍を有している。校舎面積も大学設置基準第 37 条の 2 に定められた必要面積の約 7 倍となっている。5つのキャンパスに、それぞれ講義室・各種実験・実習室、体育館などを整備している。

平成 18 年度の教育学部の大規模再編に合わせて第 2 次施設緊急整備 5 年計画を策定し各キャンパスの特色に対応した施設・設備の整備に取り組んでおり、体育館、野球場、サッカー場、テニスコートを整備するほか、食堂や音楽共用練習室、暗室などの福利厚生施設も整備している。

講義室等施設の状況については、通常の講義以外にも課外活動や各種セミナー（就職ガイダンス等）においても利用しており、稼働率も高いものとなっている。平成 20 年度卒業生アンケートの結果では、自由学習スペースを利用した者が 8 割程度となっている。また、各教科教育に応じた実験室、実習室、演習室、研究室などのほか、ピアノ練習室やコンピュータ教室も整備している。

一方、施設の耐震化対策についても、昭和 56 年以前建設の全建物（95,328 m²）の耐震診断を完了し、平成 20 年度末には、7,755 m²の耐震化改修工事が完了している。

バリアフリー対策としては、各キャンパスの主要な建物にエレベーターや身障者用トイレ、自動ドアを設置したほか、車いすでの入館を可能とするスロープも整備しているが、図書館の一般図書開架閲覧フロアへのアプローチも含めて、今後も計画的なバリアフリー対策を進めることが望まれる。

学生のニーズを把握するための学生生活実態調査を 3 年に一度実施して、その結果等に基づき、トイレの改修、講義室への補助暖房設備並びに図書館閲覧スペースへの無線 LAN 設備の設置、大学教育情報システムの学外アクセスの導入などを行っている。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

8-1-② 大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

各キャンパス並びに附属学校園を結ぶネットワークを整備している。各キャンパスとも情報メディア演習等の情報・通信等に関する講義・演習に対応できる情報演習室を複数有している。それらに加え、各キャンパスとも、附属図書館やコミュニケーションスペースに学生が自由に使用できる端末を備えている。また、附属図書館の閲覧室に無線LANのアクセスポイントを設置し学習環境の整備を図っているが、大学内での無線LANの利用比率は高くない。さらに5つのキャンパスを接続して同時に授業を行うための双方向遠隔授業システムを各キャンパスに3室（うち1室は高度教職実践専攻（教職大学院）専用室）整備している。

学生への修学支援を推進するため、大学教育情報システムを導入整備し、平成17年から本稼働を開始している。平成18年度には学生・教職員がユーザー認証により学外からアクセスできる体制を整え、平成19年度には掲示板機能等を付加し、メール連絡、休講通知等の就学上の情報を携帯電話等から取得できるようにしている。

当該大学では情報セキュリティポリシーを策定し、セキュリティ対策、コンピュータソフトの管理方法などの規定を、情報機器の操作の授業、ウェブサイト等で周知を図るとともに、定期的にセキュリティパッチをあてている。

現在、すべての学生が大学教育情報システム経由で履修登録をしている。また、平成20年度卒業生アンケートで約半数の学生が情報関連機器操作のスキルが「高まった」、「やや高まった」と回答していることから、ICT環境は比較的有効に活用されている。

これらのことから、大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

施設の有効活用を目的として「国立大学法人北海道教育大学における施設の有効利用に関する規則」及び「国立大学法人北海道教育大学における共用教育研究スペースの運用に関する細則」を定めてウェブサイトで公開している。また、「設備備品共同利用の手引き」を定めて学内専用ウェブサイトで公開しているほか、国立大学法人・大学共同利用機関法人による化学系研究設備有効利用ネットワークにも参加している。

一方、講義室、学生演習室、グラウンド・体育館並びに課外活動共用施設及び福利厚生施設の利用案内については、学生全員に配付する学生便覧に、課外活動共用施設規則、福利厚生施設規則を掲載し、周知に努めている。

また、大学ウェブサイトを利用可能な施設、利用時間・料金及び申請書（様式）などの施設利用案内を掲載し、学外者の利用促進に努めている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館は5つの構成館から成り立ち、全館合わせて蔵書数約100万冊、所蔵雑誌数約29,000タイトルを有し、なかでも教育関連の社会科学分野資料は全蔵書の約30%を占めている。

それらの資料についての利用者の感想は、平成20年10月の図書館利用者アンケート調査によると、専門図書・教養や趣味のための図書については回答者の22.8%が「満足」、51.9%が「ふつう」と回答し、

参考図書については回答者の 35.9%が「満足」、59.4%が「ふつう」と回答している。専門雑誌・教養や趣味のための雑誌については回答者の 23.5%が「満足」、62.0%が「ふつう」と回答している。

また、附属図書館の中期目標・中期計画の学術情報資料の系統的な収集・整備に関する計画に基づきシラバスに掲載された参考文献を優先的に収集している。その他特色あるコレクションとして、現行検定制度以前を含む教科書約 42,000 冊及び北海道内の小中学校の記念誌等を含む教育資料類を所蔵している。

電子的資料としては、各種オンラインデータベース（CiNii、新聞記事DB）、電子ジャーナル（ScienceDirect 等の購入分は約 4,500 タイトル）及びOPAC（オンライン目録）等を提供しており、館内に情報検索用パソコンを全館合わせて 59 台（札幌館 13 台、函館館 9 台、旭川館 14 台、釧路館 17 台、岩見沢館 6 台）設置している。また、全館で無線LANの利用が可能となっている。

平成 20 年 6 月に当該大学の教育研究成果物（紀要論文等）を学内外に公開するための北海道教育大学学術リポジトリの試験運用を開始している。

電子ジャーナル等の電子的サービスの利用率・満足度は、平成 20 年 10 月の図書館利用者アンケート調査によると、オンラインデータベース（CiNii などの情報検索）の利用率は 57%で、利用者の 43.5%が「満足」、53.1%が「ふつう」と回答している。

さらに、ビデオテープ、DVD等の視聴覚資料約 6,400 タイトルを所蔵し、視聴覚機器を設置した館内の視聴覚コーナー・室等で閲覧可能となっている。視聴覚資料については、平成 20 年 10 月の図書館利用者アンケート調査によると、回答者の 16.5%が「満足」、68.9%が「ふつう」と回答している。

全館原則として年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）・入学試験期間等を除いて通年開館を実施しており、開館時間は平日 8 時 30 分から 22 時まで（岩見沢館は 21 時まで）、土日祝日は 10 時から 17 時までとし、授業時間外にも十分学生が利用できる体制をとっている。

なお、図書資料の閲覧・複写・貸出の簡便化を目指して、北海道地区大学図書館（22 大学 27 館）相互利用サービスが実施されている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 図書館の一般開架書架への車いすでの移動などについては、バリアフリー化が十分になされていない。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

学籍簿や成績簿等の教務情報、授業時間割やシラバス等の授業に関する情報及び授業評価の情報は大学教育情報システムにおいて収集・管理している。同システムに蓄積された情報は、GPAの計算や卒業認定などの修学関係のデータ、各種の教育関係の統計データとしても利用している。修士論文は附属図書館が保管している。卒業論文は教員が保管している。修士論文に関しては各附属図書館のウェブサイトから検索することが可能である。学生の試験答案・レポートなど単位認定に関する情報は教員が管理するとともに、学務グループが管理簿を作成・保管している。公開講座、授業公開など教育に関する地域貢献リストは地域連携推進室が収集・保管している。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

平成17年度から、教育改革室が主管し、在学生に対する統一的な授業評価アンケート及び卒業生に対する卒業生アンケートを全キャンパスで実施している。アンケートは、キャンパス及び全学で集計し、各キャンパス教員へフィードバックしている。こうした意見聴取が教育の質の向上に活かされた事例としては、平成18年度学生生活実態調査を行った際、「学生の意見が取り入れられた活気ある授業を」等の要望があり、それを踏まえ、平成19年度に小報告書『参加型授業の実現に向けて』を作成し、FD活動の中心課題として展開したことが挙げられる。

平成20年度から、教育実績に対する自己評価により、授業評価アンケート結果を受けた授業改善の取組について、自主的な学習を促す取組、学習意欲や学習姿勢の改善につながる成績評価の導入などの、教員の主体的かつ継続的な授業改善活動を求めている。さらに、教員に対して、入学前教育及び初年次教育アンケートを行って意見を聴取し、入学前から4年間を見通した継続的な教育を進めようと改善に努めている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

平成14年度より継続的に、学長が会長を務める北海道地域教育連携推進協議会（当該大学及び北海道

教育委員会、札幌市教育委員会、北海道立教育研究所、北海道教育庁石狩教育局により組織された協議会)、及び同幹事会において、各機関の取組等を討議しあうとともに、各機関からの当該大学に対する意見・要望等を聞き、教育の質の向上・改善等を図っている。教育委員会等からの意見・要望を踏まえ、教育等に関して当該大学が改善を図った事例としては、「学生ボランティア」の授業化及び事前指導等や特別支援におけるボランティア推進などがある。

従来、札幌・函館・旭川・釧路・岩見沢の各校それぞれが地域の校長会と意見交換会を行っていたが、平成20年度から、学長を中心とした大学本部が各地域の校長会と意見交換会を行う「北海道教育大学と各校長会との懇談会」(平成20年12月)を実施し、教職大学院や教員免許更新制等について意見交換を行っている。また、民間企業・地域住民等と意見交換を行い、大学の教育等に対する改善に資する意見を聴取している。

さらに経営協議会・監事等の外部の人材の優れた意見を参考にして、経営面のみならず教育・学生支援等に関して改善・推進を図っている。具体的には、いじめ対策緊急プロジェクトの立ち上げ、北海道教育大学教育新基金を創設するなどの改善・推進事例がある。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

学生による授業評価アンケートを継続的に実施し、結果を各教員に通知し、評価結果のまとめを公表し、授業改善に活かしている。平成19年度には、平成17年度のアンケート結果を基に、「参加型授業」の実現を推進し、「学生参加型授業」の普及を教員に呼びかけ、さらに平成19年度と平成20年度には、個々の教員の授業改善に資するため、「学生参加型授業」をテーマとしたワークショップとFDカフェを開催している。

平成20年度には、FD活動を主管する大学教育開発センターの設置に伴い、学生参加型授業についての見解をまとめるとともに、FD活動の行動目標にアンケート結果の反映を掲げている。

各キャンパスでも独自の授業評価を行い、発話の明瞭化、授業内容の精選などの改善を図っている。学生による授業評価アンケートによれば、平成18年度から19年度にかけて、若干ながら授業に対する満足度が向上している。また、平成20年度に教員による教育実績の自己評価を導入し、授業改善の体制を整備している。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

平成17年度から教育改革室が主導し全学的なFDへの取組が進み、平成19年度にワークショップ形式のFD活動を行うとともに、他大学等が主催するFD企画に教員を派遣している。平成20年度に大学教育開発センターを設立し、教育改革室と連携しFD・授業評価等に取り組む体制を整備している。

中期計画として参加型授業の充実を取り上げ、平成17年度には、学生の「参加型授業」に対するアンケートを実施し、その結果を受け、平成19年度に小冊子『参加型授業の実現に向けて』を作成し、全教員に配付している。また「学生参加型授業」と「シラバス」をキーワードとするFDワークショップを開催

している。

各キャンパスでもFD担当委員会を組織しFD活動に取り組んでいる。例えば、旭川校では授業公開の実施、附属学校での新任教員研修を行い、函館校では函館市高等教育機関連携推進協議会による合同FD研修会を行っている。

また、FD活動との関連で、平成20年度後半から、教育課程における当該科目の位置付けや目標と評価の観点を一致させることなどのシラバスの改善を実施している。

平成20年、大学教育開発センターは「参加型授業」をテーマに各キャンパスで実施する研修会のモデルとして、授業公開を中核とする研修会を実施している。

大学教育開発センターは、新年度に向けたシラバスの改善を目的とした「シラバス作成の手引き」を開発し、キャンパスごとに教員を対象とするシラバスワークショップを全キャンパスで開催している（平成21年2～3月）。

これらのことから、FDが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育支援者としての教務関係事務職員については、毎年全国規模及び地方規模の研修会に派遣している。大学独自の研修会としては、大学教育情報システムについての研修会などを随時開催している。その結果、大学教育情報システムが有効に機能し、成績入力、履修登録、掲示登録など、教育活動をシステム面から支援している。また、平成20年度からは大学独自の研修として、海外での語学研修を開始している。

教育補助者として、毎年120人前後のTAを採用している。TAについては、担当教員が事前に指導を行っている。特に、双方向遠隔授業のTAについては、マニュアルを作成し、指導を行っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 20 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 45,400,199 千円、流動資産 3,227,985 千円であり、資産合計 48,628,185 千円である。当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 4,437,091 千円、流動負債 2,918,322 千円であり、負債合計 7,355,413 千円である。これらの負債は、そのほとんどが国立大学法人会計基準固有の会計処理により負債の部に計上されているものであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。

平成 16 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画等については、平成 16～21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 20 年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用 10,872,224 千円、経常収益

11,004,516千円、経常利益132,292千円、当期総利益142,188千円であり、貸借対照表における利益剰余金702,056千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、毎年度予算編成の基本方針や予算配分方針に基づき予算検討委員会、経営協議会及び役員会の審議を経て決定している。

教育研究等重点・政策経費の配分区分として、学長裁量経費、中期計画等実施経費、大学運営改善等政策経費、大学再編整備経費、施設改修・営繕経費等の項目を設けており、これまでに教育・研究（講義室整備・附属学校のパソコン更新等）及び施設改修・修繕（老朽化施設整備・学部再編に伴う施設整備費等）に伴う経費などに配分している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、一般の閲覧に供している。

また、財務諸表について文部科学大臣の承認を受けた後、官報に公告し、財務諸表等を当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規則に基づき、監事が当年度の監査計画を策定して監査を実施し、その結果を監査報告書として学長に報告している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、監査室規則に基づき、学長直属の組織として独立させ実施しており、内部監査については、監査受検部局に対し、実施結果及び是正措置等を求める通知を行い、改善措置等については具体的な報告を求めて、その後適切な対応策がとられたか等を確認するなど、適正な会計監査を実施している。

また、会計監査人が監査報告書について、監査結果説明書を用い、学長、監事、内部監査室と意見交換や情報交換を行うなど、三者間の連携が図られている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

当該大学の管理運営組織は法令で定められた学長選考会議、役員会（7人）、教育研究評議会（26人）、経営協議会（14人）を設けているほか、学長、理事、副理事、各校担当の副学長、事務局長で構成する運営会議（13人）を設けて、各校等間の調整や全学的な課題に対する意見交換の場としている。また、役員会の中に役員連絡会を置き、役員間での連絡、自由な意見交換や共通理解を図っている。

上記のほか、担当理事等を室長とする教育改革室、学術研究推進室、大学計画評価室、地域連携推進室、広報企画室、総合情報基盤管理室、入試企画室の7つの学長室を学長の下に置き、それら各学長室には室長を補佐する特別補佐、並びに室員として教員と事務職員を配置している。

事務組織は法人化に伴い、事務組織の最小単位であった係を統合してグループ制を導入している。事務局長の下、3部18課（室）39グループ（212人）で構成される事務体制への移行により、広範囲に拡大する業務に応じて、横断的かつ柔軟な対応を可能にしている。また、全学的な諸課題・諸施策について、事務局が一致した対処をしていくために、事務連絡会議を設置し、各部課（室）の連絡調整・共通理解を図っている。

全学的な危機管理体制にあっては、危機管理委員会及び危機管理室を設置して、危機管理の推進と組織連携を図り、具体的な行動指針として、危機管理の基本方針や基本マニュアルの策定等を行っている。緊急時には、学長を本部長とする危機管理対策本部を設置して、迅速な対応を図る体制が定められている。さらに、当該大学の特徴として5つのキャンパス相互が地理的に離れていること、地盤・地形的にも、周囲の環境においても異なっていることなどから、各キャンパスが組織体制、連絡体制、さらに地域の避難場所などを定めた防災マニュアルを作成し、災害危機に対処することとしている。

情報の管理にあっては、当該大学の大学教育情報システム稼働に合わせて、「北海道教育大学における個人情報保護に関する基本方針」、管理規則等を定めている。特に附属学校にあっては別途、『附属学校における個人情報保護マニュアル（平成20年7月）』により、保護体制、取扱者の限定、外部への持ち出し禁止等を厳格に定め、管理している。

また、研究活動の不正行為等の防止についても、学長の下に学術研究担当理事を総括管理責任者とした防止等に関する体制を整備し、外部からの情報に対しても不正行為等通報受付窓口を設けて、疑念が持たれた段階から対応する体制が整っている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

当該大学における組織の意思決定は、学長を議長とする各種会議での審議を経て、最終的には学長が行っている。組織としての意思決定に関わる主な審議事項の中、教育研究に関する事項については役員会並びに教育研究評議会に諮り、管理運営に関する事項については役員会、経営協議会等に諮られる。

なお、全学委員会の委員長や大学運営の基本方針等の企画立案を行うため、教育改革室、学術研究推進室、大学計画評価室、地域連携推進室、広報企画室、総合情報基盤管理室、入試企画室の7つの学長室を設けて、その室長は、すべて理事又は副理事が務めることとし、その審議状況・結果等は適宜、学長に報告されている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生が抱える修学上・大学生生活上のニーズは、学生による授業評価アンケート、学生生活実態調査、図書館利用アンケート等を通じての把握に努めている。さらに、日頃から学生の話聞く場として、「学生なんでも相談室」を設置し、修学支援、就職支援、施設環境の改善などに役立てている。また、オフィスアワー、指導教員（アカデミック・アドバイザー）制度、人権相談員制度などがあり、学生とは様々な場面・形（対面・電子メール等）で対応している。

教員については、教授会や各種委員会等において、ニーズを把握している。教員全体の意向を把握する方法としては、アンケート調査を行っている。一例として、「入学前教育・初年度教育のあり方」に関する調査が挙げられる。意見集約は就学支援グループにより行われている。また、教員養成系大学を巡る諸状況と当該大学の次期中期目標・中期計画案についての共通理解を図るとともに、「学士力プロジェクト」の具体的な進め方等について協議するため、平成21年8月20日から2日間、全学教員が一堂に会して「全学教員協議会」が開催された。

事務職員については、事務連絡会議、業務改善に係る意見・アイデアの募集等を通じて、それぞれのニーズが把握されている。

学外からのニーズの把握については、同窓会や後援会をはじめ、学生の就職先企業、地域教育連絡協議会や各教育委員会、各校長会、地域住民等からの意見や経営協議会の学外委員から意見を得ている。その中で、就職対策講座の開設の要望に対応するなど、必要に応じて管理運営に反映させている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事監査については、監事監査規則第10条に基づき、監事は年度当初に監査計画書を作成し、実施している。監査対象は、監事監査規則第4条に掲げる事項を基本とし、業務監査及び会計監査について、よ

り具体化した項目を重点事項として掲げている。

定期監査は、監査計画に掲げた事項に基づき、例年11月から2月にかけて、5キャンパス及び事務局の業務運営・財務状況を聴取することにより行い、その結果を役員会等で報告し、学内への浸透を図っている。

また、監事から、業務運営に対する意見を得るため、役員会、教育研究評議会、経営協議会等の主要会議への出席のほか、当該大学が独自に置いている役員連絡会や運営会議への出席し意見を述べることができ、諸会議で監事から出された意見については、運営会議の開催を月2回と増やしたこと、危機管理について、個別の事態への対応マニュアルの作成を行ったことなど、その後業務運営の改善へと結び付けている。

各キャンパスからの業務運営・財務状況の聴取や、諸会議への出席を通して把握した運営状況に基づき、年度ごとに監査報告書を作成している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

当該大学では、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組として、役員及び管理運営の中心となる職員に対しては国立大学協会が主催する各種の大学マネジメントセミナー等への参加、事務系職員に対しては、学内研修である初任職員研修、職員教養研修、事務職員海外語学研修の実施、北海道地区の国立大学法人が共同で実施する初任職員研修、中堅係員研修、係長研修、会計事務職員研修、人事院等の外部機関が主催する研修会等への参加を行っている。

特に、事務職員海外語学研修は、国際化に対応しうる職員を育成し、その資質向上を図ることを目的に平成20年度から実施している。当該大学の実施した9月入学に関するベトナムの調査研究のために研修修了者が調査担当者としてベトナム各地にて調査を行っている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

当該大学は管理運営に関する方針を、中期目標の「Ⅲ-1 運営体制の改善に関する目標」で掲げている。これらの方針に沿って、管理運営に係る組織等を運営規則に定めている。この運営規則に基づき、組織等に係る構成員の責務、権限等及び管理運営に関わる学長、理事、副理事、特別補佐、副学長、教職大学院長、センター長及び附属学校長の選考方法について規則を整備し、文書として明確に定めている。

これらのことから、管理運営に関する方針が定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

大学の活動状況に関するデータを収集・蓄積するため、「北海道教育大学における事業実施に関する記録の作成及び保存について」を定め、当該大学で実施した行事・取組及びプロジェクト的な企画事業等を統一した書式（事業実施記録）により、記録・保存することをルール化している。

このことにより、平成 20 年 4 月以降の取組に関しては、事務局で管理する共有サーバー内に事業実施記録を、パンフレットやアンケートのデータとともに保存している。また、当該大学の構成員が主体となって実施している活動についても、事業等実施記録の形でデータを収集・蓄積している。

また、各キャンパス単位での取組も含め、大学ウェブサイトや学報にその活動状況を掲載する体制が確立しており、広報担当のセクションに情報が集まるようになっている。さらに、中期目標・中期計画、年度計画、業務の実績に関する報告書、自己点検報告書、外部評価報告書など、大学の業務・活動状況を把握できるデータを大学ウェブサイトに掲載している。

大学の活動状況に関するデータは、大学ウェブサイトや研究者総覧のサイト、事務用の共有サーバーに加え、学内専用の「教職員用ホームページ」に掲載して、教職員が必要に応じて活用できる環境となっている。「教職員用ホームページ」には、大学情報データベース（大学評価・学位授与機構に提供するデータ）で収集したデータや、大学の主なスケジュールなどを掲載している。

また、個々の教員が研究業績データの入力・更新作業を随時行えるシステムを設けている。

キャンパス内への検索機能も備えたグループウェアの導入・整備も進み、教職員に大学の活動状況を伝達する重要なツールとなっている。

これらのことから、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

学校教育法に規定する自己評価の実施については、点検評価規則の中で規定している。自己評価の基本項目として 8 項目（教育、研究、学生支援、社会貢献、国際交流、大学運営、施設・設備、その他必要と認められる事項）が設定され、（規則第 9 条）、この 8 項目の中から 1 項目を選択し、2 年に 1 回、自己点検・評価を実施することとされている（規則第 6 条）。なお、実施対象の点検評価項目は、一巡してすべての項目を点検することとし、点検項目はその都度選定することとされている。

自己点検・評価の実施に際しては、点検評価実施要項に基づき、実施することとしている（規則第 6 条）。点検評価実施要項で、自己評価の実施目的、評価項目の選定プロセス、実施体制及び方法、点検評価項目を分析するための評価基準・観点・資料例、作業スケジュール、公表方法など、学内で作業を進める上での必要事項を示している。

本評価に際しては、担当の大学計画評価室において評価基準、観点の設定並びに資料・データの例示を行い、各観点を評価・分析するに当たっては最も適切な部局を選定して、その部局で行っている。

これまでの実施状況は、平成 18 年度に「学生支援」、平成 20 年度には「社会貢献」の取組について、自己点検・評価をそれぞれ行っている。

自己評価の結果については、「自己点検評価書」として取りまとめ、点検評価規則第 11 条にあるとおり、教育研究評議会及び経営協議会の議を経て決定しており、学内の教職員、学外の関係者に伝わることとなっている。また、決定した自己点検評価書は、大学ウェブサイトにて公開している。

なお、当該大学では、自己評価の翌年度に外部評価を実施することとしており、自己点検評価書と外部評価報告書を合わせて、冊子体として刊行し、関係機関等に配布している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

自己点検・評価を実施した翌年度に、その結果の外部者による検証を点検評価規則の中で規定している。外部評価の実施に際しては、点検評価実施要項に基づき、実施している。点検評価実施要項で、外部評価の実施目的、方針、体制、方法、公表方法、作業スケジュールなど、必要となる事項を示している。

これまでの実施状況は、平成 18 年度に実施した学生支援等の状況に関する自己点検・評価の結果について、平成 19 年度に外部評価を受けている。平成 20 年度には、社会貢献の取組について自己点検・評価を実施している。

外部評価委員の選定は、大学関係者や教育委員会関係者に限定せず、民間企業の関係者も加えている。

評価プログラムとしては、単に大学側が作成した自己評価書について意見聴取するだけではなく、大学の日常に触れる試みとして、昼食は学生食堂を利用するほか、学生からの聴き取り調査の時間を設定している。

外部評価の結果については、『外部評価報告書』として取りまとめ、全国の国立大学をはじめ、関係する諸機関に配布するとともに、大学ウェブサイト上に掲載し、公開している。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

法人評価、認証評価、学校教育法第 109 条に規定する自己評価並びに外部評価の評価結果をフィードバックする仕組みを、点検評価規則で規定している。

そのプロセスは以下のとおりである。

1. 学長は評価結果から改善が必要と認めた事項について、当該部局の長に改善を指示する。
2. 改善の指示を受けた部局は改善案を作成し、評価担当部局である大学計画評価室に提出する。
3. 大学計画評価室は、ヒアリング等の必要な調整を、責任部局との間で行った上で、意見を付し学長に報告する。
4. 学長は報告を受けて、改善策を決定する。

これまでに、国立大学法人評価委員会からの評価結果に基づき、アウトソーシングの積極的な導入による業務の効率化、全学的な危機管理マニュアルの策定による危機管理体制の構築、中期目標期間中の人件費見通しを踏まえた財政計画となる中期財政指針の策定などの改善に取り組んでいる。また、学校教育法第 109 条に規定する自己点検・評価の評価結果で指摘された事項について、例えば、運用されて間もなかった大学教育情報システムの点検などを行っている。

さらに、法人評価に関しては、国立大学法人評価委員会の評価への対応に加え、大学計画評価室で独自の視点により中期目標の達成状況を分析・点検した後、「改善の提言」（例えば、「中期目標に掲げる「一貫した教育体制を構築することによる効果的・機動的な運営」の早急な点検・検証」が必要といった事項）として取りまとめ、各部局に改善を指示している。指示を受けた部局は、法人評価委員会からの指摘事項と同様に、直ちに改善策を検討して、改善状況の報告を義務付けている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

当該大学の教育研究活動の状況や、その活動の成果については、大学ウェブサイトのトップページに新着情報や学術研究活動のコンテンツを設けて発信している。ほかにも「学長室だより」として、学長のブログを貼り付けるなどの工夫をしている。学術研究活動に関しては、学術研究活動のウェブサイトのほか、研究分野、研究者名からも直接アクセスが可能である。冊子体では、大学概要に、当該大学の組織図、入学定員・志願者数、科学研究費補助金の採択率、建物配置図等ほとんどの情報を載せているほか、大学案内には、教員養成大学として具体的な、当該大学の特色のある授業科目や各専攻の募集人数、卒業生の就職状況等を載せている。また、各キャンパスの大学生活をより身近に感じられるよう、年度ごとに工夫をこらし、特色を持たせた学園情報誌を発行している。これらの学外へ向けた配布を積極的に行い、広く社会に活動の状況・成果に関する情報を発信している。特に、学園情報誌は、企画編集のスタッフに学生を加えている。また、ウェブサイトについては、「What's New」についても年間で117回（平成20年度実績）、130回（平成19年度実績）の更新を行っている。

これらのことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 当該大学において実施した行事・取組及びプロジェクト的な企画事業等を、統一した書式により記録・保存するルールとして、「北海道教育大学における事業実施に関する記録の作成及び保存について」を定めている。
- 大学計画評価室で独自の視点により中期目標の達成状況を分析・点検した後、「改善の提言」として取りまとめ、各部局に改善の指示をしている。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 北海道教育大学

(2) 所在地 北海道札幌市

(3) 学部等の構成

学部：教育学部

研究科：教育学研究科

附置研究所：なし

関連施設：附属図書館（札幌館），附属図書館（函館館），附属図書館（旭川館），附属図書館（釧路館），附属図書館（岩見沢館），国際交流・協力センター，学校・地域教育研究支援センター，大学教育開発センター，キャリアセンター，保健管理センター，附属札幌小学校，附属函館小学校，附属旭川小学校，附属釧路小学校，附属札幌中学校，附属函館中学校，附属旭川中学校，附属釧路中学校，附属特別支援学校，附属函館幼稚園，附属旭川幼稚園，大雪山自然教育研究施設

(4) 学生数及び教員数（平成21年5月1日現在）

学生数：学部 5,360 人，大学院 380 人

専任教員数：375 人

助手数：0 人

2 特徴

① 北海道教育大学は古くは昭和 18-19 年に設置された 4 つの師範学校に淵源する。それらが戦後の昭和 24 年に統合され、北海道学芸大学と改称され、札幌・函館・旭川・釧路、そして若干遅れて岩見沢分校が置かれ、同時にその後整備されてゆく附属学校が設置され始めた。昭和 41 年には国立大学設置法が改正され、北海道学芸大学から北海道教育大学と校称変更を行い、現在に至っている。本学は 1 教育学部でありながら、広い北海道内の 5 つに地域に 5 分校を置くことで各地域での教員養成等を各地域での実情等をふまえ行うという大きな役割を果たしてきたが、一方で離れた地域に 5 分校があることで、各分校の独立性が強すぎるという点に課題もあった。

昭和 62 年から平成 11 年にかけて本学は、教員養成の需要の低下、学生定員の削減等による、いわゆる新課程の設置を 5 分校において行い、5 分校には学校教員養成課程と生涯教育・芸術文化・国際理解教育・地

域環境教育・情報社会教育などの諸課程が、各分校それぞれに違った形で併存する体制となった。

一方本学は、平成 4 年に大学院教育学研究科を札幌・岩見沢校の協力で設置したのを手始めとして、函館・旭川・釧路の各校で順次整備を行い、平成 11 年には 5 分校に大学院の 3 専攻 12 専修体制が出来たが、その後、平成 14 年には新たに学校臨床心理専攻を置き、同 20 年には、待望の高度教職実践専攻（教職大学院）が設置された。また昭和 51 年には養護教諭特別別科を函館・旭川分校に置き、前者は現在に至っている。

② 平成 15 年の国立大学法人法の制定により、本学は平成 16 年より、他の国立大学等と同様、本学は国立大学法人北海道教育大学となり、同時に「北海道教育大学中期目標・中期計画」を策定し、国立大学法人として学長を中心に大学運営・経営を果たしてゆくことになった。

平成 17 年に本学は「大学憲章」を策定し、学内外に本学の進むべき方向性を示した。それと共に、翌平成 18 年からは、前述の 5 分校（校）に学校教育教員養成課程と生涯教育課程等の 5 つの新課程が併存する体制を抜本的に改め、札幌・旭川・釧路の 3 校に教員養成課程を置き、函館校に人間地域科学課程を、岩見沢校に芸術課程・スポーツ教育課程を置くという、各キャンパスの分担体制をとることし、各々の教育課程を整備すると共に、総数 94 名に及ぶ教員のキャンパス配置換、新体制のための新任教員採用、教育委員会等からの外部人材の雇用等を実施し、「人が人を育てる北海道教育大学」の理念のもと、教育研究体制の不断の改善・整備を実施している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 大学の目標

北海道教育大学は、21世紀の知識基盤社会において国立大学の使命をよりよく発揮するために、教師教育を軸にしつつ、人間と地域に関する学際的探究、芸術とスポーツによる人間性開発を重ね合わせた先進的な教育研究を推進し発信する大学を目指す。真理を探究する教育研究の場として、学術文化を創造しつつ、豊かな教養と高い専門性を備え、地域を担う人材を養成するとともに、地域社会及び国際社会の発展に貢献することを目的とする。

2 教育研究活動の基本方針

本学が教育研究活動を実施してゆく上での基本的な方針は以下の通りである。

①「先進の人間教育」

教育の活動は、人が育ち成長することへの飽くことなき関心と情熱から始まる。北海道教育大学の教育は、現代の人間と子どもについての先進的で深い知見と体験を根底に置き、人を育てることの喜びと尊さの自覚を不断に醸成する。

②「行動する教養」

21世紀の社会と教育は、文理融合の複合的な教養、他者と積極的に関わり共存する柔軟な人間性を求めている。そのためには、芸術やスポーツを含めた多様な実践と体験に基づく、豊かで、社会に広がりを持つ人間性の育成が不可欠である。北海道教育大学の教育は、創造し行動する教養を旗印として現代の教養教育を展開する。

③「高い志の涵養」

教育には、人のために生きる高い志が不可欠である。現代の教師には、子どもたちが抱える困難をわがこととして受け止める感受性が求められる。21世紀の地域と国際社会の諸課題への挑戦にも、同様の志が求められる。北海道教育大学の教育は、その全体を通して高い志の涵養をめざす。

3 教育・研究・社会貢献等の目標

本学ご教育・研究で達成しようとしている目標、成果は次の通りで、主として教育上のそれは前3点である。

- ① 現代の学校教育現場の多様な課題に対応できる豊かな人間性、幅広い教養と知性並びに専門的能力を育て、北海道の地域特性を生かした教育実践を創造的に展開する教師を養成する。
- ② 人間と地域の価値に関する現代的・学際的探究を進めるとともに、芸術、スポーツの専門性を高め、文化的活性化を図り、現代社会の多様なニーズに応える地域人材を養成する。
- ③ 学習主体者としての学生の自発的な学習を積極的に開発するとともに、学生間の交流を促進し、充実した学生生活とキャリア形成を組織的に支援する。
- ④ 教育諸科学をはじめとするあらゆる研究分野における理論的研究と実践的研究を融合的に深める。
- ⑤ より高度化し複雑化する現代の諸課題に対応し、先進的かつ学際的研究を推進する。
- ⑥ 北海道における学術・文化の創造を推進する拠点として、地域社会に有益な情報を発信し、広く学びの場を提供する。
- ⑦ 社会から信頼される教師と地域人材を世に送り出すとともに、国際社会の動向を視野に入れ、海外を含む他の大学や諸機関と連携し、人類の幸福に貢献する。

4 学部・大学院の各課程の目的

本学教育学部の4課程の「人材養成に関する目的」は以下の通りである。

- ① 教員養成課程 現代の学校教育現場の多様な課題に対応できる豊かな人間性，幅広い教養，知性並びに専門的能力を持ち，子どもを深く理解し，北海道の地域特性を活かした教育実践を創造的に展開する教員を養成する。
- ② 人間地域科学課程 人間科学及び地域科学を中心とする学際的な専門分野に関する深い知識と幅広い教養を身につけ，自ら行動し情報を発信する能力を持って地域社会及び国際社会に貢献できる人材を養成する。
- ③ 芸術課程 諸芸術分野についての実践的，理論的探究に基づく広い視野及び高い専門能力を培い，各自が展開する芸術活動を通して地域社会及び国際社会に貢献できる人材を養成する。
- ④ スポーツ教育課程 スポーツ競技能力の向上，スポーツの科学的な研究及びアウトドア活動を通して，高度に専門的な指導者又は地域のスポーツ振興を担う人材を養成する。

また大学院の修士課程・専門職学位課程の5専攻の「人材養成に関する目的」は次の通りである。

- ① 学校教育専攻 学校教育の諸分野における専門的研究を深め，併せて学校教育における諸課題を理論的・実践的に深く究明し，学校教育の理論と実践に関する高度な専門的能力の形成を図り，学校現場において，生涯学習・社会教育及び福祉教育等の観点と研究的視点をもって，指導的な役割を担うことのできる人材を養成する。
- ② 教科教育専攻 各教科における専門的研究を深め，併せてそれを基盤とした教科教育の理論と実践に関する高度な専門的能力の形成を図り，教科指導に加え，教科指導上に生ずる様々な教育課題に対し，研究的視点をもって対応できる人材を養成する。
- ③ 養護教育専攻 教育保健学，医科学看護学，心身相談の各分野における専門的研究を深め，併せて養護教育における諸課題を理論的・実践的に深く究明し，養護教育の理論と実践に関する高度な専門的能力の形成を図り，保健室の経営及び心身の健康問題に対応できる人材を養成する。
- ④ 学校臨床心理専攻 教育臨床，心理臨床，発達臨床の各領域における専門的研究を深め，様々な心身の問題の援助を必要とする児童・生徒に対して教育臨床的アプローチを有効に進めることのできる高度な専門的能力の形成を図り，カウンセリングマインドをもった教員，及び地域において学校教員と協働して心理的・福祉的ケアを担うことのできる人材を養成する。
- ⑤ 高度教職実践専攻 学校現場における諸課題について，理論的・実践的研究を深め，教師としての使命を自覚し，学校全体を俯瞰して課題解決にあたるための高度な専門的能力及び実践力の形成を図り，授業実践力，学級・学校経営力，生徒指導力，教育相談力，協働遂行力及び地域教育連携力を備えた人材を養成する。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準1 大学の目的

本学は、4師範学校を前身とし、昭和24年に北海道内の5都市に各キャンパスを持つ教員養成大学として出発した。その後、平成16年の法人化に際して「北海道教育大学学則」において教育研究等に関する目的を定め、平成17年11月には「北海道教育大学憲章」を制定し、本学の教育理念・目標等をより具体化した。更に平成20年度に改訂し、大学及び課程の目的を「北海道教育大学学則」及び「北海道教育大学における人材の養成に関する目的等に関する規則」において定めた。この目的については、学校教育法第83条と矛盾がなく、学校教育法第83条2については、「学則」の「地域社会及び国際社会の発展に貢献する」と同義と見ることが出来る。「学則」の趣旨を受けた「各課程における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」についても矛盾するものではない。また、大学院規則を学校教育法第99条と照らし合わせた結果、その内容から外れるものではないと判断できる。

本学の目的や方針、教育理念の記載した、概要、大学案内等の各種刊行物等は学内外へ広く配布することで、本学構成員及び社会へ広く周知・公表している。ウェブサイトについても、日本語版、英語版それぞれページを作成し、国内外へ広く公表している。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- (1) 大学再編による新教育研究組織として、教員養成課程を、札幌校、旭川校、釧路校に、人間地域科学課程を函館に、さらに芸術課程を岩見沢校に設置した。学部の教育研究組織は、課程・専攻（コース）・分野等の構成、及び定員と担当教員数の点から見て、4課程の専攻・コースの趣旨に適合しており、適切である。
- (2) 教養教育を含め、教育課程や教育方法等を検討する全学組織として、教育研究委員会を組織している。その構成員は、担当理事が委員長となり、教育活動全般に対する責任構成となっている。

各校では、キャンパスの教務全般を検討するため、カリキュラム委員会を組織し、カリキュラム全般、教育課程の編成、履修基準の変更、修学、各科教育・一般教育、非常勤講師等の選考などを審議している。
- (3) 平成4年に設置された本学教育学研究科は、学校教育の高度化と多様化の進展に対応し、高度な能力、識見と実践力を有し、併せて北海道の地域文化の向上に寄与できる専門的知識を備えた教員の養成と研究を目的とする。この目的を達成するために5専攻14専修を設置している。各専攻の構成は教育研究の目的に照らして、担当教員数の規模、担当講座、分野から適切であると判断する
- (4) 本養護教諭特別別科は、衛生学・公衆衛生学分野、学校保健分野、食品学・栄養学分野、養護概説分野、健康相談活動分野、精神保健分野から構成されており、その授業科目等が免許法施行規則に適合している。
- (5) 本学における教育研究上の目的を実現するために、11附属学校のほか、3センターを設置している。附属学校は大学の教育実習校としての役割と研究の場としての役割を、また、各センターは、大学の目的を達成するために必要な役割を担っている。
- (6) 教育活動に係る重要事項を審議するため、大学全体では国立大学法人法に規定する教育研究評議会、各校及び教職大学院においては学校教育法で規定する教授会、さらに教育課程等を検討するカリキュラム委員会などを設置しており、本学運営規則等に定める事項について適切に審議している。

基準3 教員及び教育支援者

1. 教育課程を遂行するための適切な教員配置について

学部においては、教員の配置を「再編のための人事計画の基本方針」に沿って、講座を元にして教員組織の維持に努めるとともに、基本方針に基づく教員組織編成が進行している。従って、この観点は満たさ

れていると判断する。しかし、今後新組織に即応した基本方針の確立が必要である。

また、大学院においては、大学設置基準上必要な教員数を満たしており、当観点を概ね満たしているものと判断する。ただし、「再編に係る人事計画について」に示した教員数を4校で下回っており、対策が必要である。

教職大学院の教員配置については、各コースに教授が半数以上、実務家教員も各コースに一定の人数配置されており、必要な専任教員をみたしている。

教員組織の年齢構成に極端な偏りは見られず、大学教員に占める女性の割合については、公募に当たり、男女共同参画に配慮しており、女性の積極的な応募を期待する旨を記載する等の配慮をした。

2. 教員の採用及び昇格の適切な基準と運用について

採用は公募により行っており、教育委員会との人事交流、外国人教員の配置、また、サバティカル制度を実施するなど、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が行われていると判断する。

教員の採用及び昇任の基準については教員選考基準等において明確に定めており、選考委員会で基準に沿って審査を行っている。また、学士課程における教育指導能力、大学院課程における教育研究上の指導能力については、選考委員会での選考過程において評価するなど、教員の採用及び昇任の手続きは適切に行われている。

また、教員の教育活動に関する評価は、現段階では、学生による評価ならびに教員による自己評価にとどまるが、定期的に教育活動に対する評価を行い、授業改善のための適切な取組を行っている。

3. 基礎となる研究活動について

開設している授業科目と教員の研究とが研究業績の観点から対応しており、本学の教育目的・内容に関連する研究活動が適切に実施されている。

4. 教育支援者の配置や教育補助者の活用教育

課程遂行に必要な教務課職員、学術情報グループ職員等を適切に配置し、学務関係のIT環境を整備することにより、教育課程の支援を行っている。また、大学院生をTAとして活用することにより、学部学生の教育補助に当たらせている。

基準4 学生の受入

学部においては、アドミッション・ポリシーを明確に定め公表されている。選抜方法の基本方針を除き、一定程度周知されているものと思われる。これに沿って多様な入試方法を取り入れるなどして、適切な受入方法を実施している。

選抜方法については、一般選抜のほかに特別選抜を実施し、推薦入試（一般）のほかに推薦入試（地域指定）（北海道3管内の高等学校出身者を対象とする（釧路校））やアドミッション・オフィス入試（岩見沢校芸術課程）なども行い、多様な選抜方法を取り入れている。入学者選抜の実施体制も適切であり、公正に実施しているものと判断できる。実入学者も定員と比較して適性である。また、アンケート結果から、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入がほぼなされているものと判断する。

大学院においては、アドミッション・ポリシーを明確に定め公表しているが、選抜方法の基本方針は定めていない。ただ、アドミッション・ポリシーに沿った学生を求めべく適切な受入方法を採用している。

選抜方法については、一般選抜のほかに現職教員特別選抜を取り入れている。入学者選抜の実施体制も適切であり、公正に実施しているものと判断できる。実入学者は定員と比較してやや不足しているが、実入学者数

の適正化を積極的に図っていると判断する。

基準5 教育内容及び方法

<学士課程>

教養科目は現代的課題への対応力を意識して構成し、専門科目に関しては、教員養成課程では実践的な指導力を持つ教員の養成を目指す教員養成コア・カリキュラム、人間地域科学課程では学際的な専門教育を行う主専攻・副専攻制、芸術課程では芸術活動の社会的意義と可能性の追求、スポーツ教育課程では地域支援実践を根幹に据えたカリキュラムを展開している。

単位互換等、履修の融通を図る諸制度を整えるとともに、資格取得・インターンシップ等のニーズに応えている。GPの成果であるチェックリストを教育に活用し、へき地教育や環境教育にも積極的に取り組み、学術の発展動向と社会からの要請にも配慮している。また、CAP制、GPA制度を整備し、授業時間外の学習時間の確保を体系的に行っている。

4課程を通じ実践・体験を重視して授業形態を考え、また、あらゆる授業形態において「参加型授業」の実現を目指している。自主学习スペースの確保、図書館の柔軟な開館等により自主学习への配慮を行っている。ただし基礎学力不足の学生への体系的な援助は今後の課題である。

<大学院課程>

研究能力と実践能力を兼ね備えた教員の養成を目指し、教育基礎理論を学ぶ科目、専門的知識と研究能力を育む科目、実践的な能力を身につける科目を組み合わせる教育課程を編成している。養護教育専攻と学校臨床心理専攻には、臨床的な能力を培う科目を重厚に配置している。

単位互換等、履修の融通を図る諸制度を整えるとともに、昼夜開講制・長期履修制度・サテライト教室の開講等、現職教員が就学し易い環境を整えている。「現職教員の高度実践構想力開発プログラム」は最新の研究成果を教育に反映させている取組である。

講義と演習を1対1で組み合わせ、少人数授業中心で、双方向遠隔授業や討論・フィールド調査・実験等を取り入れている。学校臨床心理専攻では、教育臨床実践メンターによるメンタリング等を教育に導入している。

研究指導に関しては、出願時に研究希望調書を提出させ、入学後は学生ごとに研究指導教員を定めて修了まで一貫した指導を行っている。研究指導に関する学生の評価は高い。ただし、入学後の計画的な研究指導はシステム化されておらず、今後検討する予定である。教育実践の場での経験を重視し、附属学校における院生による研究授業を積極的に実施している。

学位論文の評価に関しては、研究の質の向上を促すより実質的な指針を作成する必要がある。

<専門職大学院課程>

学校現場及び地域が中堅教員に求める力量を備えた教員の養成を目指し、設置基準上の5領域に特別支援教育を加えた「共通科目」、学生の志向に応じた3コースの「コース別選択科目」、実践的に課題に立ち向かう「学校における実習」、2年間の学習を総合する「共通演習」を設け、特色ある教育課程を編成している。時代と地域の教員養成の課題を正面から受け止めた、当該職業分野の期待に応える編成である。

双方向遠隔授業、昼夜開講制、長期履修制度等を用いて学生の就学に配慮し、現実に学校で生起している問題に即し、社会からの要請と学術の発展動向に配慮した内容の授業を展開している。また、1年間の履修単位を基本的に33単位に制限し、授業時間外の学習時間を確保している。

地理的に離れた3つのキャンパスを双方向遠隔授業システムでつなぎ、知識の受容・討論・省察を組み合

わせた授業方法を採用している。

<共通する事項>

明瞭な指針を示して全てのシラバスを点検するなど、シラバスの改善に取り組んでいる。

成績評価基準・卒業要件は学生便覧・ガイダンス等で、各授業の成績評価基準はシラバスで周知している。文書の保持・相談室の整備により成績評価への申し立てに配慮している。ただし、成績評価が高すぎる点、申し立ての手続きが明瞭でない点は、今後改善する必要がある。

基準 6 教育の成果

教育の成果の評価や改善は、教育担当理事と、その下にある「教育改革室」、理事が委員長を務める「教育研究委員会」、理事がセンター長となる「大学教育開発センター」が協力して組織的に行っている。このような体制の下、「授業評価アンケート」、「卒業生アンケート」、「大学院生アンケート」を行い、学力、資質・能力の達成状況を検証・評価し、適切な取組がなされていると判断できる。これらのアンケートから、学部・大学院ともにほぼ教育の成果が上がっていると判断できる。また、学生が身につける資質等の達成状況を正確に自己評価するために、チェックリストを作成し、改善に努めていることが評価できる。

一方、平均単位取得数は、卒業必要単位数より大幅に多く、各種の教員免許取得、学校図書館司書教諭、及び学芸員等の資格を多く取得している。大学院においては学位論文の内容が一部論文誌に掲載されるなど、相応の水準があるものと判断できる。大学が独自に設けている顕彰制度による学生の受賞内容も、各界での受賞がもとなっており、水準が高い。教員養成課程では教員就職者の割合は高く、北海道・札幌市公立学校教員採用試験において、本学登録者の全登録者に占める割合は、過半数を超えている。就職先の関係者に対するアンケート調査において高い評価が得られていることも合わせると、教育の成果が上がっていると判断できる。

基準 7 学生支援等

指導教員（アカデミック・アドバイザー）制度や学生なんでも相談室などがあり、学生に対して全般にわたって相談・助言体制ができているとともに、以下のような学生支援を行っている。

学習関係では新入生ガイダンスや新入生合宿研修などにおいて丁寧なガイダンスがあるとともに、学習室やパソコンも整備している。図書館においては、夜間（22 時まで）及び土日祝祭日の開館を行っている。また、閲覧スペースのほかにグループ学習室等があり、無線 LAN サービスも行っており、自主的学習環境は十分整備されていると判断できる。

就職・進路相談については、各校で就職対策委員や就職相談員、就職担当事務職員が、進路・就職全般の相談から、教職や企業への就職の個別相談まで、幅広く学生の相談に対応している。キャリアセンターにはキャリア・オーガナイザーを配置し、企業訪問、業界セミナーの実施など全学的な就職支援に当たっている。

各種ハラスメント等を含む人権侵害に関する相談については、全学に人権委員会を置き、その下で人権相談員（教員及び事務職員）数名を各校に置き、学生からの相談に対応している。

サークルなどの自主的活動の支援としては、課外活動共用施設、野球場、サッカー場、陸上競技場、テニスコート、小ホール、談話室、和室などの設備がある。財政的には運営交付金や後援会などによる支援を行っている。これら以外にも、表彰制度や「学生チャレンジプロジェクト」制度を特別に設け、充実を図っている。

経済面の援助としては、通常の入学科、授業料免除のほかに、入学試験の成績優秀者を対象とした入学科免除、低利で融資を受けることが可能な「教育ローン」を設けた一方、「北海道教育大学教育支援基金」を設立し、これに基づく奨学金給付を実現している。遠隔地出身者の経済的支援の一環として、全キャンパスに学生寮を設置している。

これらより学生支援は適切に行われていると判断する。

基準 8 施設・設備

施設・設備としては、講義室、実験・実習室、演習室や、課外活動及び体育施設（体育館、野球場、サッカー場、テニスコート）、保健管理センター、福利厚生施設（食堂や音楽共用練習室、暗室など）などがバリアフリー対策も含めて整備され、利用案内などにより周知している。

ICT 環境においては、各キャンパス並びに附属学校・園を結ぶネットワークが整備され、附属図書館やコミュニケーションスペースに学生が自由に使用できる端末を備えている。シラバス登録・照会、履修登録・照会、成績入力・照会等に関する「Web 系システム」として、大学教育情報システムを整備している。また、附属図書館の閲覧室に無線 LAN のアクセスポイントを設置している。5つのキャンパスを接続して授業を行うための双方向遠隔授業システムを各キャンパスに3室整備している。これらについて、アンケート調査などにより、有効に活用されていると判断できる。

附属図書館は、全館合わせて蔵書数約 100 万冊、所蔵雑誌数約 29,000 タイトルを有し、教員養成系大学として幅広く全分野の資料を収集し提供している。なかでも教育関連の社会科学分野資料は全蔵書の約 30%を占めている。このように、十分な量の図書、雑誌を保有するとともに、視聴覚資料、電子ジャーナルも備えている。これらについても有効に活用されていると判断できる。

以上により、本学の施設・設備は十分整備され、有効に活用されていると判断する。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

1. 教育の状況に関するデータ・資料収集蓄積について、法人文書管理規則に基づき、「大学情報システム」等により適切に収集・蓄積されており、担当組織、責任体制も明確化している。

大学の構成員の意見聴取について、教育改革室が主管し学生の意見聴取等を継続的に行っている。また、個別の授業に関する「授業評価アンケート」は教員に還元され、授業改善の参考となっている。

学外関係者からの意見聴取については、教育の質の改善に活かされており、基準を満たしているといえる。ただ一層推進するための体制整備が必要と思われる。

2. 個々の教員が「学生による授業評価アンケート」の評価結果を元にした授業改善の活動に継続的に取り組むとともに、「参加型授業実現に向けて」の取組みなどから、学生の満足度が向上している。授業改善の方策である「参加型授業」の実現については教員向けの啓発資料の配布及び研修会をとおした形で徐々に実現している。また、シラバスについても「シラバス作成の手引き」の開発及びワークショップの実施等で効果が上がってきている。

ファカルティ・ディベロップメントについては、大学教育開発センターを中心とする FD 担当の組織を整備し推進するとともに、各キャンパスでもそれぞれ FD 活動を実施している。学生による授業評価の継続的な実施及びそれを受けた授業改善を行ってきた。教育支援者に対する研修については、事務職員の研修会を必要に応じて開催し、また研修会への派遣を行っている。双方向遠隔授業の大学院生 TA については事前に資料を使って指導を行っている。以上により本基準を満たしていると判断する。

基準 10 財務

本学の資産である土地、建物等の中、建物はこの5年間で13.3%増加しており、学生納付金収入も毎年、安定して得られている。また、外部からの寄付金、研究費収入も増加傾向にあり、教育研究活動を安定して遂行出来る状況が保たれている。

活動の財務上の基礎となる収支、資金計画については、中期計画の中で適切な計画等を策定し、文部科学大

臣の認可を受けている。これらの計画は本学ホームページを通じ学外にも公表している。

収支状況では過大な支出超過となっておらず、資源の配分も教育研究、施設設備に政策的に行われている。財務に係る監査は、事業年度ごとに財務諸表等を文部科学大臣に提出して承認を受けた後、官報・ホームページ上で公表している。

内部監査は、監事監査及び監査室による会計内部監査が行われている。外部監査は、会計監査人により監査が行われており、何れも適正に実施されている。

基準 11 管理運営

本学の管理運営組織として、法令で定められた委員会のほか7学長室などを定めて、学長のリーダーシップが発揮される組織形態となっている。また、事務組織はグループ制をとることで横断的な対応を可能にしている。危機管理にあつては、体制と方針等を定め、「防災マニュアル」等を備えて具体的な対応を示し、情報管理の体制も適切に整備されている。大学構成員のニーズはアンケート調査や会議の席等の多様なルートを通じ、適切に把握しており、授業・管理運営の改善や新たな取組に反映していると言える。また、監査で得られた結果は対象となった部局に伝えられ、業務改善に役立てられている。他方、実務に当たる職員の資質向上への取組は、組織的に実施されていること等から、管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していると判断出来る。

本学の管理運営に関する方針は明確に定められ、その方針に基づき「運営規則」を定めるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、各構成員の責務と権限等を文章として定めている。本学の活動状況データは「事業実施記録」として広範囲のものを集積している一方、殆どの学内情報にはホームページを通じてアクセスが出来ることから、必要に応じて活用できる状況になっていると言える。

本学の活動の自己評価の実施については、本学の点検評価規則の中で明確に規定している。8つの評価対象項目について、2年に1回実施し、自己点検評価書やホームページで公開していることから、評価結果が広く社会に公開されていると言える。更に、自己点検評価の後に外部評価を行い、外部者の検証・改善意見等を得て、管理運営の改善に活かしている。ホームページからは、本学の教育活動やその活動の成果に関わる情報にアクセス出来るほか、北海道教育大学概要、大学案内、学園情報誌等の冊子体によって、一般社会へも分かりやすい情報を広く提供している。これらのことから、大学の活動に関する自己点検・評価が行われ、結果が公表されるとともに、社会に対して教育研究活動の状況や成果についても発信していると言える。